

衆議院 第百九十二回国会

# 農林水産委員会議録 第二十一号

(三四九)

平成二十九年六月十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 北村 茂男君

理事 江藤 拓君

理事 斎藤 洋明君

理事 宮腰 光寛君

理事 小山 展弘君

理事 伊東 良孝君

池田 道孝君

加藤 寛治君

木村 弥生君

瀬戸 隆一君

中川 郁子君

西川 公也君

細田 健一君

宮路 拓馬君

八木 哲也君

山本 拓君

岡本 充功君

佐々木 隆博君

村岡 敏英君

真山 祐一君

島山 和也君

仲里 利信君

山田 修路君

山本 有二君

萩生田 光一君

吉田 孝一君

豊史君

細田 康君

金子 恵美君

宮崎 裕君

前川 渡辺

森山 築

中川 吉田

斎藤 新君

武部 博義君

中谷 泰弘君

木内 均君

井上 宏司君

塩川 白良君

松尾 泰樹君

相木 俊宏君

義本 博司君

篠川 博司君

八木 哲也君

笹川 博義君

八木 哲也君

同日

般質問の機会をいただきましたので、この国会で何回か指摘をしながら聞いてまいりました。農林水産省のOBの談合疑惑報道を受けて、農林水産省OBと現職職員とのかかわり、または、こうしたOBが談合にかかわっているのではないかといふ疑いに対する説明、こういったものを探めていきたいと思います。

まず冒頭、大臣、東北農政局における、いわゆるOBが関与したのではないかと言われる談合疑惑、省内の調査は一体いつ発表されるんでしょう

か。まだ、全然めども立たないんでしょうか。そのめど、そしてまた今の状況、これについてお答えください。

○山本(有)国務大臣 東日本大震災の復旧復興事務局に設置されております公正入札等調査委員会が三月二十四日に開催され、これまで、調査内容や範囲等を決定し、調査を進めてきているところでございます。

現在も調査を継続しているところでございますが、調査におきましては、多くの民間企業等につきまして事情聴取する必要性がございます。また、具体的に調査の終期を申し上げることは現在困難でございまして、可能な限り速やかに調査を進めてしまいりたいと考えております。

また、農林水産省いたしましては、公正取引委員会の調査に積極的に協力するという立場でございりますので、適切にこの点、対応していく所存でございます。

したがいまして、継続中ということでございます。

○岡本(充)委員 当然、それがまとまれば公表する、全て公表する、そういうことによろしいですか。

○岡本(有)国務大臣 公正取引委員会の調査活動に支障がないようにすることを含めまして、積極的に協力することとし、当該調査活動の推移を見守りつつ、開示でくる資料は開示するという立場で、適切に対処してまいりたいというように考え

ております。

○岡本(充)委員 いや、だから、開示しないことがあります。

超える契約をしていますが、これは全て一者入札であります。

これはちなみに、二十七年、二十六年はどういう金額で、何者入札で、そして落札率はどうだったんでしょうか。

○山本(有)国務大臣 今回提出いたしました平成二十八年度の契約額につきましては、各農政局及び本省のウエブサイトにおきまして公表される電子データを用いて、農林水産本省において集計したものでございます。

一方、二十六年度及び二十七年度のデータにつきましては、現在、各農政局ウエブサイトに掲載されておりませんが、各農政局にある契約関係書類等をもとに集計、確認する必要がありますから、所要の日数を必要とするものでございます。

二十八年度のデータは、公表されている五千五百件のデータから当該案件を抽出した上で集計したものでございます。したがいまして、この二十六、二十七につきまして、データを直ちに公表できるものではないということございます。

○岡本(充)委員 これは、木曜日から要求しているんです。そんな、直ちにとは言つていません。木曜日から要求していくなぜ出ないのか。ちょっととそうなると答えられないということはないはずですよ。契約を現にしているはずですか

ら、その契約書類に当たつてくれと木曜日から言つて、きょうは何曜日ですか、大臣。火曜日ですね。なぜ出ないんですか。

○山本(有)国務大臣 先ほど申し上げましたよう

に、二十八年度は、作業日数が五日間ができると

いうことの結果でございました。これに基づきまして、二十六年、二十七年のデータを同じように集計、確認するということになりますと、二週間

程度はかかるということござりますので、御依頼された日数からすると、本日までにはこれを公表することはできないという作業の実情でござります。

○岡本(充)委員 私は、これを全部、もちろん欲

しいとは言いました。ただ、きょうまでにそれが

あります。

○岡本(充)委員 開示できないものがあるなんと云われましたので。大臣も開示をすると言わされました。

さて、それでは、いろいろな論点があるんですけど、まずは最初に、前回の委員会等で理事会協議事項になつていた話のうちで、一体どこが、どういうような、OBとのかかわりがあったのかなかつたのか、こういうことについて、どうなつているんだという問題点を指摘してまいりました。

その中で、理事会協議の中で出てきました資料、まず七ページから行きたいと思います。

ARICのいわゆる入札、一体どういうものが幾らぐらい入っているのか、これが出てきまして、

この内容を見せていただきますと、六ページですね、ARICとは、農林水産省は二十八年度、表にありますように、一般競争入札三件で四億五千二百五十二万円の契約をしている。そして、価格の一般競争入札でも七千四百三十三万六千四百五十円の契約をしているといふことで、理事会で

その中身を見せてくれということで、理事会でございました。

さらにお願いをした資料の追加が出てまいりました。これに基づきまして、二十六年、二十七年のデータを同じように集計、確認するということになりますと、二週間

を超えているんでしよう。

○岡本(充)委員 これは、結局のところ、今お話をされたこのでかい二件、ARICが実質的に随

く入札者が二者、二十七年度契約額が二億四千五百万、入札者が二者、二十七年度契約額が二億四千百万円で入札者が一者、保守業務につきま

しては、二十六年度契約額が一億九千四百万円で入札者が一者、二十七年度契約額が二億四千万円で入札者が一者、それぞれ一般競争入札の結果、ARICが受注しているということございま

す。

○岡本(充)委員 これは、結構のところ、今お話をされたこのでかい二件、ARICが実質的に随く入札者が二者、二十七年度契約額が二億四千五百万円で入札者が一者、保守業務につきま

しては、二十六年度契約額が一億九千四百万円で入札者が一者、二十七年度契約額が二億四千万円で入札者が一者、それぞれ一般競争入札の結果、ARICが受注しているということございま

す。

○岡本(有)国務大臣 正確に計算しておりませんが、そのとおりだと思います。

○岡本(充)委員 本当に高い入札率で落としてい

るこのARIC、ここには農林水産省のOBが技術系だけで四人再就職をしている、これも事実ですね。

○岡本(有)国務大臣 そ�だと私も考えておりま

す。

○岡本(充)委員 これは本当に、ある意味、一般競争入札とか言っておきながら、現実的には、A

RICCにのみ入札ができるような条件を課して、そしてARICCに入札をさせる、こういう方式。ちなみに、ARICCの構成メンバーは、なかなか公表できないという話でありましたが、このARICC自身の入札の適正を評価するための登録段階で、これらのARICCについてどういうメンバーがいるか、確認を農林水産省でできていますか。

○山本(有)国務大臣 ARICCの会員情報ということでおざいます、社員名簿の取り扱いにつきまして、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律におきまして、作成義務や主たる事務所への備えつけが義務づけられているものの、公表は義務づけられておりません。したがいまして、ARICCでは社員名簿の公表を行っておりません。ARICCは一般社団法人でございまして、農林水産省に指導監督の権限はありません。農林水産省として特別の調査ができるわけではないということをひとつ御理解いただきたいと思います。

農村振興局整備部長からARICCに対し、任意で会員情報の提供は要請をいたしました。この要請に対し、ARICCからARICCでは会員情報を公開しておらず、信義則に基づく守秘義務及び会員の利益保護の観点から、会員の了解なく第三者者に会員情報を公開することはできないという回答がございました。したがいまして、社員名簿の提出については了解が得られないところでおざいます。

○岡本(充)委員いや、私が聞いているのは、農林水産省が入札をする企業は適正な入札条件に合致しているかということを確認するために、これらの法人登記なり、さまざまな法人情報を得ているはずです、それは得てありますか。その中にちゃんと、どういった者が役員なりメンバーなのか、それは書いてあるんですね。

○山本(有)国務大臣 ARICCは一般社団法人でございます。繰り返しになりますが、農林水産省には指導監督の権限はございません。

供等を行う場合、各省各庁の全調達機関におきまして、有効な統一資格を取得することとなつております。当該資格申請の審査におきまして、しっかりと審査の上に、誓約書及び役員名簿の提出を義務づけております。こういった点で、ARICCが当該資格を取得しているということを確認しておる次第でござります。

○岡本(充)委員 その情報、ARICCが資格をちゃんと満たしているという情報については、当委員会に提供していただくことはできますか。

○山本(有)国務大臣 提出できるということをございます。

○岡本(充)委員 では、提出を求めたいと思いますし、きのうの段階でもそれを持ってきてくださるというお願いをしましたけれども、けさに至るまでナシのつぶてでした。

私は、農林水産省、私どもから、また私個人からの資料要求やまた調査要求に対して、大変不誠実だと思いますよ。この委員会を通じて、私は、この間、ずっと議論してまいりましたが、大変問題があると思っていています。

もう一つ、例えさきのうもお話ししました。農林水産省の予算を使って、土地改良区の事業が終わった後に資料を編さんする。これはそれで結構なことだ。それは必要だろうという話をする中で、小学生向けに配った資料がある、これを見せてくれと言って、結局、けさまでナシのつぶてでしきょう。

どうしてそれを提出できなかつたか、理由を教えてください。

○岡本(有)国務大臣 小学生向けに配った資料の提出を拒んだという事実は私は承知しておりませんが、岡本委員に対する資料につきましては、要求のあるものにつきまして、誠心誠意、出せるものは、私は気になる話もあります。

契約金額がこれだけずぶずぶなARICCが、一体どこにお金を出しているか。前回も指摘をしました。

そして、御指摘の中勢用水地区で行われました活動、平成二十六年度の活動事例として東海農政局のウェブページに掲載されたものでございましたけれども、この環境美化活動につきましては、五月十七日の当委員会で、岡本委員が具体的に言及されました。そこで、個別に確認をさせていただきました。

平成二十八年度も二十六年度と同様に、NPO法人美しい田園21の主催で環境美化活動が実施されおりましたけれども、当日の活動への農政局職員の参加は確認されませんでした。

では、美しい田園21というのは一体どういうことをしているのか、気になるので調べてくれとい

ますよ。それはおかしいでしょう。

それで、冊子はあるのと言つたら、ありますと言つたんだよ。冊子がないのならわかりますよ。あります、手元にあります。見せてよ、見せてくださいと言つたら、小学生に配つておいて国会議員には見せられない。しかも、国の予算でつくつている。どんでもない話だと思いますよ、これは。理事会で、ちょっとこういう対応について協議をしっかりしていただきたいと思います。

委員長、こういう不誠実な対応は、私は、ぜひ山本大臣。

○山本(有)国務大臣 その件につきましては、奈良の事務所にあるということで、手元にあるというように委員が御指摘になりましたけれども、本省及びその間取りに上がつた者が持つてているというわけではありません。取り寄せ次第、委員に御提出をさせていただきたいと思います。

○岡本(充)委員 理事会で、この姿勢について協議してください。

私は、メールでPDFファイルで送つてきて、それを刷ればいいじゃないか、冊子そのものじゃなくていいから、メールで添付資料で送つてくれとお願いしたんですよ。奈良にあつたつて送れるんですよ。言いましたよね。後ろで、問取りに来た人、今いますけれども、名前は言いませんが。言いましたよ。しかし、けさまで来なかつた。これはぜひ協議してください。

これは、NPO法人美しい田園21が主催し、各地方農政局の職員が公務として参加した環境美化活動の事例につきまして、議員配付資料の中の当省提出資料、各農政局が公の主体として行つている環境美化活動のナンバーエイトで示した一事例、大野川上流農業水利事業所のみでございました。一事例のみでございました。

そして、御指摘の中勢用水地区で行われました活動、平成二十六年度の活動事例として東海農政局のウェブページに掲載されたものでございましたけれども、この環境美化活動につきましては、五月十七日の当委員会で、岡本委員が具体的に言及されました。そこで、個別に確認をさせていただきました。

平成二十八年度も二十六年度と同様に、NPO法人美しい田園21の主催で環境美化活動が実施されおりましたけれども、当日の活動への農政局職員の参加は確認されませんでした。

ウェブサイトに御指摘の記載があることは確認できましたので、木曾川水系土地改良調査管理事務所の参加は確認されませんでした。

務所長に確認をいたしました。それによりますと、職員は公務でも私用でも参加をしていないと、うございました。ということは、六月八日、事務所長から当該法人に対し、事実と異なる記載があるという指摘でございました。したがいまして、改善するよう申し入れたところでございました。

二十七年度は、二十六年度と同様に、木曽川水系土地改良調査管理事務所の地元支所の職員が公務として参加しておったことは確認できました。また、二十八年度につきまして、環境美化活動の当日、地元支所の職員はいずれも参加をしていないということが明らかになりました。

○岡本(充)委員 これは理事会で協議してもらいたいです。

○岡本(充)委員 これは理事会で協議してもらいたいです。ホームページ上には明らかに、参加しているというふうに載っています。三名参加していると載っているんです。これは事実関係を確認した上で、こうした美しい田園21が主催をする活動、その他の、いわゆる主催者が誰であろうと、町であれ県であれ、美しい田園21、そして農政局の職員、農林水産省の職員が参加をした事例がまだあるのではないかと私は思っています。ホームページに現に載っているわけですから、ホームページの訂正をお願いしているといいます。

したがつて、そこはもう一度精査をしてデータをいただきたいと思いますので、委員長、お願ひします。

○北村委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○岡本(充)委員 本当に、いただいている資料がなかなか信じられない。もらった資料をもとに、ほかのものと突き合わせると、ほかのところには参加をしていると書いてある。いや、これはホームページが違うんだ、そう言われちゃったら、一体何なんだという話になるんですね。美しい田園21と農林水産省の現職職員との関係というのは一体どうなっているんだろうという話ですが。

では、ここで、一体どういうふうに人事情報を共有もしくは交換をしているのか、気なりました。これも大変不誠実な対応でした。私は、この場で皆さんに披露したいと思います。

二ページ目をごらんください。うちでつくった図です。

一体、農林水産省の各地方支分部局の職員が退職をしたいという希望があつたときに、どのようにルートで本省の人事企画担当のところにその情報が来るのかということを聞きました。しかし、報が来るのかというのと話を聞いて、これは答えられないんです。秘書課の担当者は私に対して、とにかく情報は人事企画担当に来るんです、これだけです。一体どういうルートを通るのか。

私は、農政局で取りまとめているんじゃないですか、つまり、ここで言うところのパターン一、農政局でしかるべき人がいて、取りまとめて人事企画担当に届いてるんじゃないですかと聞いたところ、いやいや、いずれにしても届くんで、こう答えます。

では、直接届いているんですか、二のパターンですか。二は、それぞれの職員がそれぞれ独自に本省に電話をしてきて、私は退職をしたいという趣旨を言う。私は、そんなガバナンスはあるのかという話をしましたら、いや、いずれにしても、そういうふうな形で届くんですけど。では、人事担当者は物すごい数の電話を受けなきやいけませんよ。こんな話はない。

では、三番目の、農政局がまとめて、さらに、事係のこの人たちにピアリングをしてくれという実はここに「ラックボックスがあつて誰か取りまとめている、もしくは調整をする人がいるのかいなかのか。この一、二、三のどれなんですかといふ話をしました。

大臣、どちらなんですか。

○山本(有)国務大臣 地方の出先機関からの人事異動の要望につきまして、各地方農政局の総務部を経由して本省に伝達されることになつております。

○岡本(充)委員 いや、委員会に対して誠実に、委員会の質問に対し誠実に答えてもらわなければ、質問がつくれないわけですよ。どういう状況になつてているのか、そこをきつと答えずしてですね。

結局のところ、この質問に当たつて、私は、人事情報のこの人たちにピアリングをしてくれというお願いをしたかったわけです。最後の最後にこの紙を見て、農林水産省はようやつと認めた、各農政局に人事担当係がいる。この人事担当係は、美しい田園21の方もしくはO Bと何らかの人事に関する話をしたことがあるのかないのか。全部聞いていただきましたよね。どうでしたか。

○山本(有)国務大臣 地方農政局の職員の人事異動は、地方農政局間の異動、I種、II種、III種の採用区分を超えた異動も行われております。人事

では、ここで、一体どういうふうに人事情報を共有もしくは交換をしているのか、気なりました。これも大変不誠実な対応でした。私は、この場で皆さんに披露したいと思います。

二ページ目をごらんください。うちでつくった図です。

一体、農林水産省の各地方支分部局の職員が退職をしたいという希望があつたときに、どのようにルートで本省の人事企画担当のところにその情報が来るのかというのと話を聞いて、これは答えられないんです。秘書課の担当者は私に対して、とにかく情報は人事企画担当に来るんです、これだけです。一体どういうルートを通るのか。

私は、農政局で取りまとめているんじゃないですか、つまり、ここで言うところのパターン一、農政局でしかるべき人がいて、取りまとめて人事企画担当に届いてるんじゃないですかと聞いたところ、いやいや、いずれにしても届くんで、こう答えます。

では、直接届いているんですか、二のパターンですか。二は、それぞれの職員がそれぞれ独自に本省に電話をしてきて、私は退職をしたいという趣旨を言う。私は、そんなガバナンスはあるのかという話をしましたら、いや、いずれにしても、そういうふうな形で届くんですけど。では、人事担当者は物すごい数の電話を受けなきやいけませんよ。こんな話はない。

では、三番目の、農政局がまとめて、さらに、事係のこの人たちにピアリングをしてくれといふ話をしました。

○岡本(充)委員 いや、委員会に対して誠実に、委員会の質問に対し誠実に答えてもらわなければ、質問がつくれないわけですよ。どういう状況になつてているのか、そこをきつと答えずしてですね。

結局のところ、この質問に当たつて、私は、人事情報のこの人たちにピアリングをしてくれといふ話をしました。

○山本(有)国務大臣 地方の出先機関からの人事異動の要望につきまして、各地方農政局の総務部を経由して本省に伝達されることになつております。

○岡本(充)委員 いや、委員会に対して誠実に、委員会の質問に対し誠実に答えてもらわなければ、質問がつくれないわけですよ。どういう状況になつてているのか、そこをきつと答えずしてですね。

結局のところ、この質問に当たつて、私は、人事情報のこの人たちにピアリングをしてくれといふ話をしました。

○北村委員長 山本……(岡本(充)委員)とめてください、委員長。とめてください、答弁を探してください、(速記中止)

○北村委員長 山本大臣。速記を起こしてください。

○山本(有)国務大臣 地方農政局総務課の担当者、これは人事情報を取り扱っていることは事実でございますが、その情報は極めて限られた一部

の情報でございまして、地方農政局一般の職員と異なる取り扱いを行ふ必要はないというように考えるところでございます。

○岡本(充)委員 いや、これはひどいですね。人事情報を扱つてはいるけれども、人事情報を漏らしていないか聞いてくれということすら、聞かないと言つてますね。

これはちょっと理事会で協議していただきたいんですけども。理事会で協議していただきたいといつてありますよ」と呼ぶ

岡本君。

○岡本(充)委員 農政局の人事担当者がいるといつところまでは認めたんです。その人事担当者に、情報をO.B.に話してないのかどうかを聞いてくれ、こう言つています。それについて、聞かない、調査をしないと大臣は言つているんです。これは、美しい田園21と、いわゆる、それ以外のO.B.もいるかもしませんが、現職職員が、ある意味、人事情報を流し合つて、文科省のパトーンに類似するような事案があるんじゃないかなという疑いがあるので、これは聞いてくれ、こう言つてゐるんです。

そういう意味で、それについて調査をするといふことについて、理事会で協議をしていただきたい、調査をするのかしないのか。農水省は、しないと言つてゐるんだから。

○北村委員長 後刻、理事会で議論いたします。

○岡本(充)委員 いや、本当にひどい話でありますし、人事情報を持つてゐる人がいるけれども、その人事情報を持つてゐる人に聞かない。本省に所属してゐる人事企画担当者には聞きました、こいついう話ですけれども、現実的に漏らしていい、接触していないという話を聞きましたから、そこはそれで調査をしていだきましたが、今の話で、地

方の農政局で漏れているという可能性についてはしつかり調査をしていただきたいと思います。

あわせて、結局のところ、この話の中で、農林水産省の技術系のO.B.が一体どういうところに再就職して、その後、もといた、自分のかつての部

下や後輩たちにどういう圧力をかけたりかけな

かたり、もしくは、情報をもとに仕事をしたり

しているのかといつて、私はしつかり

調べる必要があると思ってますので、その点に

きょうはもう一つ、ずっとできていなかつた話

で、マグロの話をどうしてもしたかったので、残

り、マグロの話をしたいと思います。

きょうは水産庁に来ていただいていますが、そ

もそも、本当に日本のクロマグロ好きというの

大変強いわけありますけれども、これから先、

日本は、国際的な約束の上限であるクロマグロの漁獲をして到達してしまつた現時点において、今

どのような対応をとつてゐるのか。そして、その

対応について、国際的な評価、WCPFC等にお

いてどのような評価を得るというふうに予測をして

いるのか。その点について、水産庁からお答え

いただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

今、先生の方から御指摘ございましたが、この

合意に基づきまして、平成二十七年一月から、小

型魚の漁獲枠四千七トンなどの漁獲管理に取り組

んできているところでござります。

特に、沿岸漁業につきましては、この漁期が始まつた平成二十八年七月から、地域別のロック

管理に加えまして、定置網の全国規模の共同管理

枠を設け、管理を実施しているところでございま

す。

具体的には、漁獲量をモニタリングいたしま

す。

水産庁からブロックごとに操業自肅要請を行つて

きているところでござります。この自肅要請を受

けたブロックの漁業者は、クロマグロを狙つた操業を取りやめたり、生きた魚の放流に取り組んで

いるところでございます。

クロマグロが生まれてから新たに漁業対象とな

る量は、海洋環境による影響を受けやすい特徴がございまして、水産研究・教育機構によります

と、今回の漁期の量は前漁期を上回る可能性が高

いことが示唆されるなど、近年の中では魚群の来

遊が良好であつたということございます。

このよな中、カツオやブリなど他の魚を狙つ

た操業の際にクロマグロが混獲されたり、定置網

でクロマグロが多く混獲される状況になつたとこ

ろでございまして、その結果、五月二十九日時点

でござりますが、四千百二十トンと相なつていて

ころでございます。

私どもいたしましては、このことを重く受け

とめまして、引き続き漁獲抑制に努めていくこと

にしてゐるところでございます。

また、今漁期が終了する六月末まで漁獲管理を

徹底するが、結果として生じる超過分について

は、国際ルールにのつとりまして、次の管理期間

から差し引くこととしているところでございま

す。

○岡本(充)委員 今でも容易に、メジマグロと称

して小さいマグロが売られている、刺身として売

られているものを目にすることができます。それ

が一体どこからどう来て、どういう理由なのか。

混獲という名前のものとに、実は本来、主に、

狙つてはいけないと知りつつクロマグロを水揚げ

している、そういう事例がないのか。もしくは、

揚がっているけれども、クロマグロが揚がつたと

いうことを報告していないものがないのか。静岡

と三重の漁協の間で問題があつたということも承

知をしています。同様の事例が起つて得ないとい

うことなどをどのように今水産庁として担保している

のか、御説明いただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

今先生の方から御指摘いただきましたような報

告漏れといったような事案が生じたことについて

は事実でございますので、これにつきましてはT

AC法の適用を今回行うことにしてしまして、届け出

義務といつたことをつけることにしておりまし

て、それに違反した場合には懲役または罰金とい

うこととに相なつてゐるところでございます。

それと、今先生の方からお話をありましたよう

に、来漁期に向けまして、今回のこういつた事態

期間におきましては、これまでの定置網の全国規

模での共同管理といったものにつきましては今後

とも行うこととしておりますが、この定置網を含

めまして、いろいろな魚種について全国六つのブ

ロックごとに管理をしていたわけでござります

が、これにつきましては都道府県別の管理を基本

とするといつたようなことをいたしまして、さら

に、都道府県におきましては、その状況におきま

して、市町村単位といったような管理ということ

で、きめ細かな管理といったことを考えていると

ころでござります。

私たちいたしましては、このことを重く受け

とめまして、引き続き漁獲抑制に努めていくこと

にしてゐるところでございます。

また、今漁期が終了する六月末まで漁獲管理を

徹底するが、結果として生じる超過分について

は、国際ルールにのつとりまして、次の管理期間

から差し引くこととしているところでございま

す。

○岡本(充)委員 今でも容易に、メジマグロと称

して小さいマグロが売られている、刺身として売

られているものを目にすることができます。それ

が一体どこからどう来て、どういう理由なのか。

混獲という名前のものとに、実は本来、主に、

狙つてはいけないと知りつつクロマグロを水揚げ

している、そういう事例がないのか。もしくは、

揚がっているけれども、クロマグロが揚がつたと

いうことを報告していないものがないのか。静岡

と三重の漁協の間で問題があつたということも承

知をしています。同様の事例が起つて得ないとい

うことなどをどのように今水産庁として担保している

のか、御説明いただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたしました。

今先生の方から御指摘いただきましたような報

告漏れといったような事案が生じたことについて

は事実でございますので、これにつきましてはT

AC法の適用を今回行うことにしてしまして、届け出

義務といつたことをつけることにしておりまし

て、それに違反した場合には懲役または罰金とい

うこととに相なつてゐるところでございます。

それと、今先生の方からお話をありましたよう

に、来漁期に向けまして、今回のこういつた事態

期間におきましては、これまでの定置網の全国規

模での共同管理といったものにつきましては今後

とも行うこととしておりますが、この定置網を含

めまして、いろいろな魚種について全国六つのブ

ロックごとに管理をしていたわけでござります

が、これにつきましては都道府県別の管理を基本

とするといつたようなことをいたしまして、さら

に、都道府県におきましては、その状況におきま

して、市町村単位といったような管理ということ

で、きめ細かな管理といったことを考えて

いるところでござります。

また、やはり、これにつきましては、漁業者の

皆様方の御理解といつたものが必要でござります

ので、現地説明会を通じまして、漁業者に管理の

徹底や正確で速やかな漁獲報告の指導を行うと

とも、市場関係者等にも幅広く理解と協力を呼び

かけているところでございまして、クロマグロの

漁獲管理の徹底を図ることとしているところでござります。

また、特に、今回の事態で私どもが考えたもの

は、この管理期間について、超過量の多い県がございまして、やはり、この県につきましては指導

を重点的に行うこととしておりまして、水産庁の

担当官が定期的に現地に赴きまして漁獲管理の取

り組み状況を確認することで、我が国全体で漁獲

を超過することのないよう取り組んでいきた

い、このように考へていてるところでござります。

○岡本(充)委員 今の話で、我が國の論理が果た

して海外で評価をされるのか、極めて私は不安で

あります。

五

特に、マグロだけじゃない、カツオも回遊してくる。日本でそれなくなる、もっと南の方でたくさんとっているんじやないか、日本が指摘をしようと思つても、いや、日本だってクロマグロをこんなにとつてあるじやないかと言われたら、やはり反論しづらくなるわけですよね。

そういう意味で、きちと管理をしなきゃいけないし、市町村ごとと言つたけれども、では、管理の緩い市町村があつたら、そこで揚げちゃうという話になりかねませんよ。港々のそんな管理が本当にできるんですか。私は、マグロが揚がつている港に、実際、自分で行きました。その話は質問レクのときにも、私が行つたところの実態等の話をしましたけれども、本当にそこで管理ができるのか、私は大変疑問に思っています。

やり方をもう一度見直して、考え方をして、今の中市町村単位だ、いや、考えてくださいよ、マグロはいろいろ回るんですよ。市町村ごとに決めて、本当にそれが徹底できるとはとても思えない。もう一度根本から見直して考え方を、そういう方向性でいくべきだと思いますが、いかがですか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほどTACの報告義務につきまして、届け出と私は申し上げましたが、報告義務といつたことで訂正させていただきます。

それともう一つ、先ほど、先生御指摘を今いただきましたが、市町村別管理と私は申し上げましたが、これについては漁協単位の管理というようなことで、先生が御指摘、御心配いたいていますように、非常にいろいろなケースがあるかと思うておりますて、この点については、やはり、しっかりと対応していくかなきやいかぬかというふうに思つておりますて、今後とも、きめ細かなこういった指導ができるよう徹底していくみたい、このように考へているところでござります。

○岡本(充)委員 いやいや、だから、漁協単位、港単位としても、徹底ができるかどうか極めて、だつて、いろいろなところの船が来るんですねから。そこに対しても、自分のところの所属じゃなくなりにとつてあるじやないかと言われたら、やはり反論しづらくなるわけですよね。

い船が来る中で、そんな管理なんか徹底できないでしよう。その船が所属しているところと揚げるところが違うのですから。

そういう意味で、今言つてゐる話が絵そらだとにならないかという意味で、きちっともう一度見直して、七月からの管理のあり方、きちっと国際的に説明できるように整理をするべきだと言つてゐるんです。

もう一度答弁を求めていたいと思いますが、きちっと見直すということでいいですか。

○佐藤政府参考人 T A C 法の制度を導入するに当たりましては、全国計画あるいは都道府県計画といったものをつくることになつております。そうした中で、いろいろと管理の仕方等について、きめ細かにできるようにしっかりと対応していくべき、このように考えております。

○岡本(充)委員 なかなか、そういう論理で国際的に通用するのか、本当にできるのか、私は疑問ですよ。来年またこの話をここでしなきゃいけないという話にならないようにしていただきたいということを、しっかりと議事録に残る形で書きを刺しておきたいと思います。

統いて、獣医師の話、確認です。

私は、獣医師の新たなニーズというは何なのかという話で、この間、ずっと聞いてきました。既に、農林水産省からは、大臣から、新たなニーズがあるということは言えよとか思いますけれども、獣医師でなくとも可能な分野だというふうに思つておりますという答弁を、既に大臣からはいただいています。そして、一方、局長からは、越境性感染症対策についての国際協力の面で、大学について拠点が必要であるというようなニーズというものの含まれていると承知をしています、そういうたどころについては、必ずしも獣医師資格が必要でない部分があるというふうに申し上げさせていただきますというふうに答えられているわけです。

一方で、内閣府は、この段に至つても、地域の水陸対策でござりますとか実験動物の管理、ある

いは人の疾患の治療につながるような臨床研究についての新たなニーズに対応できるというふうに、獣医師の増加がそれに寄与すると、今でもそういうふうに考へているのか。既に農林水産省はこういう答弁をしているんですが、内閣府として、獣医師の新たなニーズがある、その根拠、理由、獣医師でなければならぬもの、お答えをいただきたいと思います。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

新たなるニーズと獣医師資格についてのお尋ねと承知してござりますけれども、今般の獣医学部新設につきましては、かねて答弁申し上げているところ、地域における感染症対策の強化、あるいは先端ライフサイエンス研究など、新たに対応すべき具体的需要に対応するためのものであるというふうに認識をしてございます。

特に、水際対策等のほか、近年の創薬プロセスにおきましては、基礎研究から人を対象とした臨床研究の間の研究で、実験動物を用いた臨床研究など、獣医学の知見を活用した研究が重視をされておりまして、こうした知見を豊富に備えた人材に対する養成ニーズがあるものというふうに承知をしてございます。

このように、獣医師の職域が多様化する一方で、長年にわたり獣医師の供給はほぼ一定であるということから、新たな分野では十分に獣医学の専門人材を確保できないことと、現に、製薬企業への調査によりますと、約六割の企業が既存の獣医学部にないライフサイエンス分野に精通した獣医師の輩出を期待する一方で、獣医学部の応募が少なく、人材確保に苦労しているというような声が寄せられているところでござります。新設する獣医学部は、こうした新たな分野の需要に対応した人材を供給することが期待されるものでございます。

お尋ねの資格との関係でござりますけれども、獣医師資格は、従来の飼育動物の診療を行うための資格と承知してございまして、こうした新たな分野にとつては、業務を行うための必須の資格と

いうよりは、むしろ獣医学の基礎的な知識を有することを証明する資格という意味合いが強いものと認識をしてございます。

また、新たな分野は、獣医師以外では代替不能な分野というよりは、むしろ、本来は獣医師が担当しきれないふさわしいものの、その供給の制約から、医師などの関連領域を担う人材が代替していく分野であると言えると考えております。ここに今回人材を供給する意義があると認識をしていざるところでございます。

○岡本(充)委員 時間になりましたから終わりますけれども、端的にだけ答えてくださいよ、もう一回。

獣医師でなければならない新たな知見というのは一体何なんですか。獣医師が有している知見でなければできない実験というは何なのか。そんなものはないと思いますよ。そういうものはないのなら、ないとだけ答えてください。もう時間が来ておりますから、短くお願ひします。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

獣医師でできない部分、それから、獣医師の資格が必須ではないけれども、獣医学の基礎的な知見を有することを証明する資格として獣医師の資格というものが意義を持つ分野というのが、両方あるという認識でございます。

○岡本(充)委員 時間になりましたから、終わります。

○北村委員長 次に、渡辺孝一君。

○渡辺(孝)委員 皆さん、おはようございます。

○自由民主党の渡辺孝一と申します。

十五分間しかございませんけれども、精いっぱい頑張りますので、ぜひ皆さん、お耳をかしていただきたいというふうに思います。

大臣が退席されました。シナリオがちょっと狂いましたけれども、私のシナリオは大臣退席といふのはございませんので、副大臣でもよろしくですから、ぜひ、大臣にかわりまして、決意の一言をお願い申し上げたいと思います。

まず、さきの参議院の決算委員会におきまし

て、皆さんも御承知のとおり、規制改革推進会議は各府省の議論を尊重するなど、措置要求決議を全会一致で決定したということで、これは大変ありましたいことというか、地元の農業関係者、また漁業、林業も含めまして、非常に皆さん喜んでいらっしゃいます。

現地の方々の言葉をそのまま、副大臣、大臣に伝えていただきたいんですけども、四人の、組合長あるいは委員長という長のつく方々から、この新聞報道があつたときに私に連絡があつたんですけども、こんなことをして、大臣、首になるんじやないかといふ心配をしている方もいらっしゃいますし、本当に、大臣が言つている、今後しっかりと対応していきたい、あるいは誠心誠意対応していきたいということの意味は、もつと深掘りして聞かせてくれないかとか、期待をする方面、この大臣のせりふに対して、非常にまだまだ不安材料があるみたいでございます。

大臣がいらっしゃらないで副大臣と思いましがれども、副大臣も恐らく答えられないと思いますのでよろしいですけれども、ぜひ大臣には、ほんの少しの報道の中で、これだけ地元の農業関係者を中心とした長のつく方々が四人も、私のところに連絡が来て、心配するなり、あるいは不安思うなり、そういう声が上がつたということを、ぜひ副大臣の方からお伝えいただき、ぜひ大臣には頑張つていただきたいなというふうに思いました。これに関しましても、私も自分のアンテナが低いことを反省したんですが、正直言つて、過去四年間、つまり、ことしで五年目になるということを知りませんでした、正直言つて。その中で、農水省に関しましては、七事業、合わせて千九十九億にも上る予算について、一度、事業の検証をするという報道がされました。その中で、その一千九十九億のうち、いわゆる基盤整備事業、この予算が一千四十八億、実に九六%以上が、い

わゆるこの行政事業レビューの予算の検証になつております。当然、土地連の関係者からは、あくまでもこれは基盤整備の事業費を削るために狙つたいわゆる行政事業レビューではないかという不安の声も上がつてきました。

私も、市長時代の経験をもとに、農水省から

しっかりと答えたまでもらつていませんでしたので、スクランブル・アンド・ビルトの考え方で、常に行政はその時々の時代に、あるいはその事業がもう役目を終えたとか、いろいろな観点からしっかりと対応していきたい、あるいは誠心誠意対応していきたいというこの意味は、もつと深掘りして聞かせてくれないかとか、期待をする方面、この大臣のせりふに対しても、非常にまだまだ不安材料があるみたいでございます。

その後、不安で不安で、ぜひこの質問をさせていただき、今後、この不安の声が上がつて、さらに、この行政事業レビューというものが、六月十三日から本格的な議論がなされるというふうに報道もされておりました。六月十三日といいますと、もう国会が閉会になつてしまつて、きょうここにいらっしゃる議員の皆さんも、恐らく閉会後は地元に帰つて、いろいろと選挙区回りや、いろいろな選挙区の方々にお会いする時間が多くなるかもしれません。これに関連いたしまして、実は、その後のまた報道で、いわゆる行政事業レビューの話が出ておりました。これに関しましても、私も自分のアンテナが低いことを反省したんですが、正直言つて、過去四年間、つまり、ことしで五年目になるということを知りませんでした、正直言つて。その中で、農水省に関しましては、七事業、合わせて千九十九億にも上る予算について、一度、事業の検証をするという報道がされました。その中で、その一千九十九億のうち、いわゆる基盤整備事業、この予算が一千四十八億、実に九六%以上が、い

成二十五年度から、毎年六月上旬を日付に、今先生が御指摘をいただいたように、単なる削減ではなくて、外部有識者から、事業の改善点それから今後の方向性について御議論をいただく、こういうことを行政事業レビューと申しておりますが、これを公開で行つてあるところをございます。

公開プロセスの対象事業につきましては、政策の優先度それから進捗状況などの点で公開での議論に適するものを、また外部有識者の御意見も承りながら選定をしております。

農林水産省では、平成二十五年度から本年度まで、毎年七事業、合計三十五事業を対象としてきておりまして、本年度の公開プロセスにおきまして、今申し上げた選定方法に基づきまして、この農業競争力強化基盤整備事業、これを対象事業の一つとしたところでござります。

実は、本年度の公開プロセスは昨日一日、農林水産省は行いました。

それで、この農業競争力強化基盤整備事業につきましては、事業内容の一部改善という評価をいただいたところでございまして、費用対効果がわかるような測定指標が必要だと思われる、計画性を持つて事業を執行するよう努力するべきであるなどのコメントをいただいたところでございまます。

今後、農林水産省といたしましては、この公開

プロセスの評価結果を踏まえつつ、平成三十年度の予算の概算要求の検討を行つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺(孝)委員 もう質問は、打ち合わせどおりではこれで終わりですけれども、今、外部有識者の方々といふお話をありました。正直申し上げます。その後の流れや、この検証作業について今の段階でお話しできることを、ぜひ熱弁をよろしくお願いしたいと思います。

○塩川政府参考人 お答え申し上げます。

各府省は、行政事業レビュー実施要領、こういうものがございまして、これに基づきまして、平

いたゞき、そして、BバイC、費用対効果というのも、こういう観点からしっかりと判断して決めたんだ、削減するのか増額するのか、あるいは新たな事業を展開していくのか、それはまた検証で変わるものでしょ、けれども、ぜひわかりやすく関係者の方々にお伝えをお願いしたいと思います。

では、次、大きくもう一点だけ。

実はまだ本委員会では議論をされておりませんけれども、済みません、長いので読ませていただきます。農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案について、以下JAS法と言わせていただきますけれども、これをあげて、私は気になったのは、質問させていただきますけれども、さきの国際基準のGAPの際の話。

確かに、国際基準でござりますから、しっかりと日本もこれに、特に輸出を目指して頑張つてゐる方々に対する非常に助け船になるのではないから。一方、この国内法のJAS法につきましても、今後三つのポイントで改正されるということを、お話を聞きました。そして、改正することによって、製品等々の価値、付加価値が上がり、値段に、あるいはどういうふうな消費拡大につながつていくかという、大いに期待するところでもござります。

そこで質問なんですが、このGAPとJAS、国際的に、あるいは国内法と、違ひはあるかもしれませんけれども、ぜひ、この改正するJAS法の中、いわゆる生産から販売までのルートの中、生産者の方々にどういうふうにいい形になつていくのかといふところの視点でこのJAS法が議論されたのかどうか、また、もしもあるんだったら、そのことをお答えいただきたいなと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

今回御審議をいたしたこととしてありますJAS法等改正案におきまして新たに定めることがで

きることとしております。JAS規格でございますけれども、これは、我が国の農林水産物、食品の生産者や関連事業の方々が、みずから強みを積極的にアピールする選択肢を広げるものとして活用いただくことを想定しております。

他方、御指摘のございました国際水準のGAPでございますけれども、こちらは食品安全、環境保全等の確保に必要な生産工程全体を管理する手法でございまして、近年、国際的な取引等において、取引の相手方である大手の小売業者などから、その認証の取得を求められることがふえてきているという点でございます。

これらにつきましては、生産者、事業者の方々の事業、経営において有利になる場合には、双方を取得していただいて、相乗効果を発揮させることも効果的と考えてございます。

例えばということで抹茶のケースを挙げさせていただきますと、国際水準GAPの認証取得をすることによって、食品安全や環境の配慮などを確保しつつ生産を行っているということを示すとともに、JASにつきましては、他国との差別化を図るために我が国の伝統的な抹茶の製法をJAS規格として定めて、その認証を取得するということです、その特色等について、あるいは品質等についてアピールができるようしていくといったことが考えられます。

なお、このJAS規格につきましては、今後、海外諸国等との協力や連携を通してこのJAS規格自身を海外にも一層浸透させること、また、JAS規格を足がかりとして日本発の国際規格を制定していくことを目指しまして、こうした取り組みも強化してまいりたいというふうに考えてございます。

JAS規格の戦略的な制定、活用、あるいは国際的な規格についての認証の取得の促進を通じまして、生産者、事業者の方々の所得向上につなげまいりたいと考えております。

○渡辺(孝)委員 丁寧な御回答、ありがとうございます。

これから議論されると思いますので、野党の皆さんからも恐らく多くの質問が出るかと思います。私は、單刀直入に申し上げますと、簡単なことで、この法制度をつくったときに、最終的に皆さんが利益を享受できるような制度でなければいけないと。

今後、このJAS法が国内消費者の方々に御理解をいただき、当然、それが製品のあるいは商品の価格が上がる、その上がった分しっかりと利益を享受、分配できるような仕掛けをし、そして生産者の方々もさらに頑張る材料になつていただきたいと思います。

思ひながら、私はこんな質問をさせていただきまして、たれども、消費者の教育やあるいは商品の価値を高めることについては、これからもぜひ議論を続けていただきたいと思います。

時間が来ましたので、私、これでやめますけれども、最後に一言、物申したいんですが、今回、時間のない中で、予算の審議を終え、さらには改正法案を含め八法案、非常に農業の方々にとつてみれば、大変激動の国会であつたのではないかというふうに思います。

確かに、種々いろいろありますて、皆さんそれで、その特色等について、あるいは品質等についてアピールができるようしていくといったことが考えられます。

JASにつきましては、他国との差別化を図るために我が国の伝統的な抹茶の製法をJAS規格として定めて、その認証を取得するということです、その特色等について、あるいは品質等についてアピールができるようしていくといったことが考えられます。

なお、このJAS規格につきましては、今後、海外諸国等との協力や連携を通してこのJAS規格自身を海外にも一層浸透させること、また、JAS規格を足がかりとして日本発の国際規格を制定していくことを目指しまして、こうした取り組みも強化してまいりたいというふうに考えてございます。

○北村委員長 次に、稻津久君。

○稻津委員 おはようございます。公明党的の稻津久でございます。

通告に従いまして、順次質問してまいります。

きょうは、外務省から相木大臣官房審議官にもお越しをいただいておりまして、後ほど質問させたいと思いますが、せつかいいらつしゃっているので、一言、質問ではないですが、お越しをいただいておりまして、後ほど質問させたいと思います。

先般、ロシアが宗谷岬から北西約五十キロの日本のEEZの海域で、事前に何の知らせもなく日本に同意もなく海洋調査を行つたということが報道等でございました。これは六月の五日というごときですけれども、さらに、五月の下旬には、ロシア船がEEZ内で海洋調査を行つておらず、かという情報があつて、外務省はロシアに調査を行わないよう要請したと。

にもかかわらず、そのようなことがあつたといふことで、もちろん、外務省は厳重にロシア側に対して申し入れをしたということは伺つておりますけれども、私は、これは国際信義に基づく中止、やはり許しがたいことだと思っております。

確かに、種々いろいろありますて、皆さんそれぞれ立場が違ひ、思うところはいろいろありますたけれども、私はぜひ、この今国会で決めた法案等々が、決して、決めたからよしではなくて、今後施行された際に、その都度都度、つかつかさでしつかりと検証していただき物によつては一年や二年かかるものもあるんぢやないでしよう。

か、例えば収入保険など。でも、畜産法あたりになりますと、日別とは言いませんけれども、月ごとにしつかりと検査できるような方法はあるかと思います。

ぜひその検証等々をしつかり、農水省そして我々国会議員もやつていかなきやいけないというふうにことを肝に銘じて、ぜひそばらしい法案にしてまいりたいと考えております。

○渡辺(孝)委員 丁寧な御回答、ありがとうございます。

これから議論されると思いますので、野党の皆さんからも恐らく多くの質問が出るかと思います。私は、單刀直入に申し上げますと、簡単なことで、この法制度をつくったときに、最終的に皆さんが利益を享受できるような制度でなければいけないと。

今後、このJAS法が国内消費者の方々に御理解をいただき、当然、それが製品のあるいは商品の価値が上がる、その上がった分しっかりと利益を享受、分配できるような仕掛けをし、そして生産者の方々もさらに頑張る材料になつていただきたいと思います。

思ひながら、私はこんな質問をさせていただきまして、たれども、消費者の教育やあるいは商品の価値を高めることについては、これからもぜひ議論を続けていただきたいと思います。

時間が来ましたので、私、これでやめますけれども、最後に一言、物申したいんですが、今回、時間のない中で、予算の審議を終え、さらには改正法案を含め八法案、非常に農業の方々にとつてみれば、大変激動の国会であつたのではないかというふうに思います。

確かに、種々いろいろありますて、皆さんそれで、その特色等について、あるいは品質等についてアピールができるようしていくといったことが考えられます。

JASにつきましては、他国との差別化を図るために我が国の伝統的な抹茶の製法をJAS規格として定めて、その認証を取得するということです、その特色等について、あるいは品質等についてアピールができるようしていくといったことが考えられます。

なお、このJAS規格につきましては、今後、海外諸国等との協力や連携を通してこのJAS規格自身を海外にも一層浸透させること、また、JAS規格を足がかりとして日本発の国際規格を制定していくことを目指しまして、こうした取り組みも強化してまいりたいというふうに考えてございます。

○相木政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、五月三十一日、サハリンにおきまして、北方四島における共同経済活動について、日本側官民調査団と現地関係者等との間で、全体として長時間にわたる意見交換が行われたところでございます。その中では、分野別の分科会の一つにおきまして、漁業、農業の分野における活動についても意見交換が行われたところでございます。

これは、四月の日ロ首脳会談におきまして、官民調査団を四島に派遣することが合意されたことを受けまして、四島での現地調査をより充実したものにするために、まずサハリンを訪問して情報収集を行つた上で四島を訪問することが適切であるとの判断から、現地関係者等との間で意見交換を実施したものでございます。

今回、双方の専門家がそれぞれのプロジェクトについて説明をいたしまして、月下旬の四島での現地調査を念頭に置いて、具体的な質問や確認を行うことなどを含め、意見交換を行つたところでございます。意見交換の詳細につきましては、交渉中の事柄でありますため、現時点で述べることは差し控えさせていただきたいというふうに思いますが、これまでおっしゃった提言には、御指摘の漁業、農業分野も含まれております。これらの方々からも含まられておりまして、これらの要望も踏まえて意見交換を進めておるところでございま

す。

今回、現地調査団のサハリン訪問に際しまして、漁業、農業の分野についてもロシア側からも高い関心が見受けられたところでございます。

サハリンでの今回の意見交換を踏まえまして、現在、今月下旬の四島での現地調査の調整を進めているところでございますけれども、プロジェクト的具体化に向けて有意義な現地調査ができるよう、しっかりと準備をしてまいりたいというふうに思っております。

共同経済活動の実現は平和条約を締結する上で大きなプラスになるとの考え方のもと、引き続き精力的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○稻津委員 一つ農業のことを申し上げると、野菜の温室栽培についての技術協力というか意見交換があつたというふうにも承知をしております。私は、サハリンそれから国後島にも訪問していますが、なかなか野菜等の市場というのが限られておりまして、ほとんど自給自足の状態で、ダーシャといいますけれども、そういう、自分たちで畑をつくって、そこで野菜を食べる分だけ何とかつくっているという状況で、ロシア人の方からすると、ここはやはり関心が非常に高いというふうに思っております。

それから、漁業関係で申し上げますと、これはロシアの方も水産加工等についてちょっと不安があるような話を出ていたんじゃないかなと思うんですが、今回我が国の方は、これはもう最初から、総理も明言されていますけれども、ウニなどの養殖ということをこれらの共同経済活動の中で取り組んだらどうか、こんな話もありました。それで、実際にウニの養殖となつた場合にどういうことが考えられるのか、その方向性みたいなものを、ぜひ農水省に伺つておきたいと思うんです。ウニだけじゃないと思うんですね。例えばほかに考えられるものは何かないんだろうか。お互い、日本とそれからロシア側がワイン・ワインに

なるようなことを。

例えばホタテガイ。これは、つり下げ型とそれから地まき、要するに養殖とそれから漁獲、両方ありますけれども、近年、北海道の噴火湾が平成二十七年に大しきに遭いまして、それで二十八年

産、さらに二十九年産も大幅に水揚げが落ちているということ。それから、オホーツク海の方では、これは平成二十六年に爆弾低気圧がありまして、以降、大体平成三十年ぐらいまで大幅に漁獲量が落ちるという状況でございます。

それからサケが、これは非常に、近年、北海道においても水揚げ量が落ちておしまして、平成十九年で十六万四千トンあつたのが平成二十八年で半分ぐらい、七万九千トン、こういう状況です。ちよつとサケのことになるとなかなか、競合するものがいっぱいありますので。特に、例えばベニサケの場合どうなのか。これは択捉島で実際に以前、稚魚放流をしてふ化場もあつたというふうにも、戦前ですけれども、聞いておりますが。

こうしたことを踏まえて、ウニそれからホタテ、ベニサケ、一般論でも結構ですので、ぜひ農水省から、この辺のことについてお示しいただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 稲津先生の御質問にお答えします。

今先生の方からお話をあつたわけでございますが、農林水産省といたしましては、共同経済活動の実現に向けた地元の要望としてウニの養殖があるということは承知しております。情報の収集を始めといたしまして十分な準備を行つてきました。いよいよに考えておきたいと思います。その上で、先生の方からお話をございましたが、そのような点が課題になるかといったことかと思ひます。

ウニの養殖を行う場合には三つほどのことが異なるらうかと思っておりまして、一つは、餌と

なる海藻、昆布の確保の点、二つ目は適水温、五度から十五度Cの適水温の維持、三つ目が、しけや波浪の影響が少ない静穏な海域の確保が必要となるというふうに考えているところでございます。

また、ホタテの増殖でございますが、これについては、水深が三十メートルより浅くて、海底が粗い砂の広い海域が必要となるというふうに考えているところでございます。

また、ベニザケにつきましては、択捉島が生息域の南限とされておりまして、増殖を行う場合にいたことが必要となる、このように考えているところでございます。

○稻津委員 今、養殖のことについてお伺いしますけれども、特にホタテについては海底の調査なんかも必要かと思うんですね。したがつて、いずれにしても、まず、しっかりとこの調査をロシアと一緒に進めていく中で、ぜひ、こうした養殖等についても触れていることですので、特に外務省には力を入れていただきたいと思いますが、しっかりと交渉を進めていただきたい。また、農水省としても、それに対応した対策というか準備もしっかりと図つていただきたいというふうに思います。

それでは、相木大臣官房審議官の質問は終わりましたので、御退席していただきても結構でございます。

残された時間で、もう一つお伺いしたいのは、平成三十年産からの米の生産の需給のことなんですが、農地、農水省といたしましては、このことについて、北海道では、昨

年の十二月の二十日開催の北海道農業再生協議会におきまして、三十年産以降の米政策の改革について基本的な考え方を示しました。オール北海道の体制で需要に応じた生産をしつかり推進していく

ことに対する所見を伺いたいと思います。

○齋藤副大臣 まず、平成三十年産から行政が生産数量目標の配分を行わなくなるという状況に対応いたしまして、オール北海道の方で需要に応じた生産をしつかり取り組むという方針を固めていただきましたことには、高く評価をし、感謝をしたいと思っております。

御指摘の生産コストの削減につきましては、平成二十五年六月に決定をいたしました日本再興戦略におきまして、三十五年産までに、担い手の米の生産コストを、二十三年産の全農家平均六十キログラム当たり一万六千一円の四割削減に当たる九千六百円にするという目標を今掲げてあるところでございます。

そのためには、やはり国の政策的な支援も必要で

例えれば、既存の政策をしつかりやっていくということ。水田の直接支払交付金、ここは、平成二十九年度は予算がふえていますけれども、これを恒久的に今後もしつかり必要な予算を確保していくと、いうことがやはり最も大事なことだらうと思つていています。

それともう一点は、これから農業を考えていったときに、やはり低コスト化、省力化、こうしたものに向けた取り組みというのが非常に大事になつてくるだらう。

例えれば、私も、先般、実際、岩見沢市の農業者の方と懇談をしたり、現地視察をしましたけれども、特にホタテについては海底の調査も、米の作付の直播、それからGPSを使った無人トラクターの走行、こうしたことが、特に岩見沢におきましては、スマート農業を全国に先駆けて精力的に取り組んでおられました。ただ、もうしたがいまして、こうしたことを踏まえて、米の需給に関連して、これらの低コスト化、省力化に向かう取り組みに対しても、必要な支援をしっかり講じていくことが必要だと思っていています。

このことに対する所見を伺いたいと思います。

○齋藤副大臣 まず、平成三十年産から行政が生産数量目標の配分を行わなくなるという状況に対応いたしまして、オール北海道の方で需要に応じた生産をしつかり取り組むという方針を固めていただきましたことには、高く評価をし、感謝をしたいと思っております。

法に基づき、肥料、農薬、農業機械に要する費用を少しでも低く抑えること、これに加えまして、この目標の達成に向けて、農業競争力強化支援

低コスト化、省力化を図るため、産地パワーアップ事業による直播栽培に必要な農業機械や自動走行システムの導入支援ですか、一方で、農地中間管理機構の活用による担い手への農地集積や農地の大区画化に対する支援を行っているところであります。今後とも、水田作の低コスト化、省力化に向けた産地の取り組みを日いつぱい支援していきたいと考えております。

○稻津委員 ありがとうございました。

以上で終わりますけれども、ぜひ、生産基盤の強化に対する取り組みについての支援を一層拡充していただきますことをお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○北村委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民進党、宮崎岳志でございました。

本日は、獣医師の需給の調整等を担当します農林水産省を中心に、引き続き加計学園の問題についてお伺いをしてまいりたいのです。

まず最初に、農林水産大臣のお手元に、昨日、このような資料をお持ちさせていただいたはずであります。質問通告の際にお渡しをしたというところなんですが、内容は、獣医師養成機関及び獣医師の現状というところから始まって、五枚組のカバーの資料なんですが、これを、農林水産大臣、ごらんになった記憶はござりますでしょうか。

○山本(有)国務大臣 いや、見たことはありません。

○宮崎(岳)委員 六月十一日ですかね、三日前で

しょうか、TBSのニュースで、文科大臣に加計学園の理事長が面会をされた際に、そこに同席した方、同席した加計学園の幹部ということなので、豊田三郎理事、文部科学省OBというふうなると思うんですが、この方が文科大臣に獣医学部の新設に関して伝えていたことが報道されました。

その後、加計学園側というか、このOBの方と

いうことだと思うんですが、この方はそういうことは言っていないということでTBSに抗議をさ

れました。

この紙については、文部科学省の方は見たことがあります。これは、加計学園サイド、今治市

から、見たことがないと聞いております。

また、国家戦略特区における獣医学部新設の件については、大臣就任後、所管事項説明等で、九

月中旬に担当部局から説明を受けたと聞いており

ます。

○宮崎(岳)委員 副大臣御自身も見たことがない

といふことによろしいですか。

○義家副大臣 ございません。

○宮崎(岳)委員 この加計学園が獣医学部をつ

くっているという話については、そうしますと、

今、九月中旬にお知りになつたと。御挨拶に加計

孝太郎理事長が文部科学大臣室においてになつた

のが九月六日だと思いますので、その時点では知

らなかつた、こういう意味なんでしょうか。

といふことは、大臣交代のときに恐らく引き

継ぎを受けるんだと思うんですね。各課が御説明

をされると思います。どういう形かわかりません

が、義家副大臣も引き継ぎ等をお受けになる。

○宮崎(岳)委員 かなりの大きな事項だと思うんですね。専門

教育課にとつては最大に近い懸案だと思うんですけれども、これは、では、九月中旬までは引き継

ぎも含めて全く聞いていなかつたということによろしいですか。

○義家副大臣 お答えいたします。

○松尾政府参考人 平成二十八年、昨年の九月六日、加計学園との

面会でございますけれども、その際に松野大臣か

らは、加計理事長とは面識がなかつたといふふうに聞いております。

また、どういうふうにしてセツトされたかとい

う先生の御質問でございますが、就任直後の御挨

拶を目的とした多くの面会の申し込みがあつたそ

の中で、加計学園からも面会したい旨の事務的な連絡があつたということで、事務的にセツトした

というふうに承知をしております。

○宮崎(岳)委員 だつて、十五回も構造改革特区

で提案されて、具体的な提案は加計学園のものし

かなかつた、こういう御説明を總理みずから何度

もされてるから、こういうお話を伺うのであり

まして、そうであればなおさらおかしいというこ

れで、また「もんじゅ」等々のことなどございまして、かなり多忙をきわめていた時期ではござります。

その中で、所管事項説明が九月の中旬ごろに担当

部局から、この件に関しては行われたということ

でございます。

○宮崎(岳)委員 ちょっと大丈夫ですかという気

はいたしますね。一月半ぐらい、引き継ぎと

いうのを大臣が行つていないとことなんでしょう

か。

幾ら何でも、それが事実かどうかということは

もちろんありますけれども、事実だとしたら、僕

は少々、なおさら問題ではないかという気がする

んですが、文科省というのは、大臣交代後、すぐ

引き継ぎというのはやらないんですか、義家副大

臣。

○義家副大臣 先ほどからの繰り返しになります

が、所管事項説明というのは、この問題だけでは

なくて膨大にござります。それらを大変忙しいス

ケジュールの中で行つていたということで、私に

報告が上がつているのは、この所管事項説明は九

月の中旬ごろ担当部局からあつたということです

が、所管事項説明とすることは、この問題だけでは

なくて膨大にござります。それらを大変忙しいス

ケジュールの中で行つていたということで、私に

報告が上がつているのは、この所管事項説明は九月の中旬ごろ担当部局からあつたということです

が、所管事項説明とすることは、この問題だけでは

なくて膨大にござります。それらを大変忙しいス

ケジュールの中で行つていたということで、私に

報告が上がつているのは、この所管事項説明は九

月の中旬ごろ担当部局からあつたということです

が、所管事項説明とすることは、この問題だけでは

なくて膨大にござります。それらを大変忙しいス

となるじやありませんか、加計学園というふうに決まっていないというか、そこが有力だととかそういう話が九月中旬の時点ではないということであれば。

では、なおさら何で、三月十三日の参議院予算委員会で総理は、具体的な提案は加計学園しかなかつたんだ、十五回も提案されていて、ここが最有力だということはみんな知つていたんだ、こういうお話をして、所管の大臣にもその説明が、就任後一ヵ月半たつたときの説明でもない。ところが、急転直下、だつて、この後にいろいろやりとりがあつたわけですよね、文書に出てくる。まあ、文書は怪文書だとかなんとかという話になつていますけれども、今週中に調査結果が明らかになるということなので、実在した文書だという話になりますけれどもね、少なくとも一部は。一部わからないことがあるでしようけれども。それはちょっと、非常に不自然な説明じやないかなと私は思います。

もう一つ、お伺いいたしました。昨日の夕方、国家戦略特区諮問会議の八田達夫座長らメンバーが会見を行いまして、この加計学園の選定には一点の曇りもない、こういったお話を、説明をされたわけですが、その中で、朝日新聞の記者だと思うんですが、質問が出ました。

昨年の十月十七日に、特区ワーキンググループが京都府と京都産業大学にヒアリングを行つて、歴史医学部新設に関する提案を聞いています。ところが、これが、十月ですから五ヶ月ぐらいの間、ホームページにも掲載されなかつたんですね、どういうヒアリングを行つて、どういう資料が提出されたということが。

その間に、三月十三日、先ほど申し上げました、安倍総理が、これは社民党の福島みずほ議員だったかと思いますが、この加計学園問題について質問を受けて、いや、熟度の高い具体的な提案は加計学園のみだつたんです、今治市ののみだつたんです、こういう御説明をされております。

しゃいましたけれども、実際には、京都産業大学の提案を、見つかるまで隠していた。こういうことを言わざるを得ないと思つんですが、これについては内閣府の方はどうのように受けとめられますか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

昨年十月十七日に京都府等からのヒアリングがあつたわけでござりますけれども、このヒアリング資料につきましては、ワーリングの運営要領に基づきまして、座長の御判断で当面公表を見送ることとしてございました。この御判断は、今治市等の提案資料や議事要旨を非公表としている中で、京都府等の提案だけを公表すれば不公平な取り扱いとなるおそれがあり、公平性を重視されたものというふうに承知をしてございます。

なお、八年かけて積み上げた今治市の提案と比べまして、昨年十月に初めて詳細が示されました京都府等の提案は十分な具体性がなく、また京都府等からも、直ちに開設するものではないとの意向を確認していくと承知をしてございます。

ところが、その三日後に、ホームページに京都産業大学の提案が載つて、二十ページ以上ある非常に充実した提案が明らかになつた、こういう流れなんですね。

実は、これが載つたのは、マスコミから問い合わせを受けたからなんです。ちょうどその参議院の審議がありました三月十三日、これは月曜日で、すけれども、朝日新聞の方から、何か昨年十月に京都からのヒアリングを行つたらいいけれども、ホームページに載つていない、京都に聞いたなら、いや載つているはずだと言われたんだけれども、載つていないんだけれども、どういうことですとかと提案を受けられて、その後、京都府の方に、国・家戦略特区の事務局なんでしょうけれども、内閣府の方から問い合わせがあつて、掲載しますけれども内容を確認してください、これで間違いないですねという質問が来たんだそうですね。それで、三月十六日に載つたんですよ。

○富崎(岳)委員 京都府の方に問い合わせがあつたのは三月十三日以降だというふうに聞いております。何ヵ月もたつてゐる話ですよ、きのうきぎょうよりうヒアリングしたわけじゃないんですから。たまたま取材が来たのと同じときには公表して、三日以内に始めましたと。しかも、国会では、この選考過程が不透明じゃないかということで質疑が行なわれている真っ最中ですよね。こんなことは余り都合のいい偶然じゃないかなとうふうに思ひますし、きのうの会見で八田座長も、どういう手満いがあったのかは聞いていないとか、たまたまタクシーアミングが合つたんじゃないか、こんなお話をされてゐるわけであります。

その後、事業者の公募等の手続を経まして、本年一月二十日に歯医学部の新設が決定されたため、関係資料の公表手続を進める中で座長の御了解も得られたことから、本年三月の六日に今治市との、本年三月十六日に京都府等の提出資料と議事録の要旨を公開したものでございます。

マスコミとの関係でござりますけれども、内閣府には、日々さまざまなお問い合わせや取材をいたしまして、個々の取材について記録を残してございません。御指摘の京都府及び京都産業大学の提案に関する取材があつたかどうかという点については、確認できていないところでございます。

いずれにいたしましても、今申し上げたとおり、当時、今治市のヒアリング資料を三月六日に公表したことにして、できるだけ速やかに京都府の資料も公表できるよう作業を進めています。

以上でございます。

ておりますけれども、新たにさまざまなもの、例えば鳥インフルエンザなどのそういった感染症の拡大に伴つて、これらに対応するというものは大変国家的な課題であるということで、それに対応するのには急務であるというような、そうした考え方。また、新たなライフサイエンス分野に対応した人材を育成しなければならないという、そうした国際的な課題に基づいてこうした取り組みというものを進めてきたところであります。

なお、そうしたことが目的でありまして、いわゆる地域の偏在とかというような話は直接の目的ではありませんけれども、しかしながら、こうした取り組みを進めていくことによってそうした問題も解決することができるということを累次答をさせていただいているところであります。

○宮崎(岳)委員 だから、今言つたとおりでしょう。地域の偏在は関係ないんですよ、国家戦略的に。だって、一条に、国際競争力の強化とか国際的な産業拠点の集積とか、そういう話ですよ、国家戦略特区の目標は。

さらに申し上げれば、今、京都の提案は熟度が低いというようなお話をあつたんですが、そもそも今治が出していた資料というのはA4二枚のものであつて、実質一枚半ですが、日本再興戦略の引用などがありますから実質一枚程度のものだつたんじゃないかなと思います。その前の構造改革特区のときに出ていますよと言ふんですが、そこにはほとんどカリキュラムなんか書いていたのですよ。

構造改革特区と国家戦略特区、そもそも法の趣旨が違うじゃないですか。国家戦略特区の第一条には、地方の活性化なんて言葉は一言も入つてないんですよ。四国に獣医学部がないから産業動物獣医が不足するとかというのは、国家戦略と関係ないじゃないですか。そうですね。

国家戦略とどういう関係があるんですか。内閣府の方からお答えいただけますか。獣医学部が足りないとというのは国家戦略なんですか。

○松本副大臣 これまでも答弁をさせていただい

さらに申し上げれば、今、京都の提案は熟度が低いというようなお話をあつたんですが、そもそも、今治が出していた資料というのはA4二枚のものであつて、実質一枚半ですが、日本再興戦略の引用などがありますから実質一枚程度のものだつたんじゃないかなと思います。その前の構造改革特区のときに出ていますよと言ふんですが、そこにはほとんどカリキュラムなんか書いてないですよ。

構造改革特区と国家戦略特区、そもそも法の趣旨が違うじゃないですか。国家戦略特区の第一条には、地方の活性化なんて言葉は一言も入つていませんでしょ。四国に獣医学部がないから産業動物獣医が不足するとかというのは、国家戦略と関係ないぢやないですか。そうですね。

国家戦略とどういう関係があるんですか。内閣府の方からお答えいただけますか。獣医学部が足りないとというのは国家戦略なんですか。

○松本副大臣 これまで答弁をさせていただいておりますけれども、新たにさまざまなもの、例えば鳥インフルエンザなどのそういう感染症の拡大に伴つて、これらに対応するといふのは大変国家的な課題であるということです。それに対応するのには急務であるといふような、そうした考え方。また、新たなライフサイエンス分野に対応した人材を育成しなければならないといふ、そうした国際的な課題に基づいてこうした取り組みというものを進めてきたところであります。

なお、そうしたことが目的でありまして、いわゆる地域の偏在とかといふような話は直接の目的ではありませんけれども、しかしながら、こうした取り組みを進めていくことによってこうした問題も解決することができるということを累次答をさせていただいているところであります。

○宮崎(岳)委員 だから、今言つたとおりでしょ。地域の偏在は関係ないんですよ、国家戦略的に。だつて、一条に、国際競争力の強化とか国際的な産業拠点の集積とか、そういう話ですよ、国家戦略特区の目標は。

それを、獣医学部が四国にないから牛、豚の獣医さんが足りなくて地域が困っているとか、それは大変な課題ですよ。でも、だからこそ構造改革特区で、構造改革特区の方は、法の趣旨、目的の中に地域の活性化というのがあるからそういう提案をされていて、そのときに資料も出しているけれども、その資料というのは、四国がいかにそれが足りないかとか、獣医さんがいれば畜産のブランド化ができるんだとか、そういう話ですよ。それは、だつて、国際戦略と関係ないじゃないですか、國家戦略と。

それを、先ほど川上さんが言われたとおり、京都の提案が薄くて今治の提案が濃いという話、あるいは、これまでいろいろな方が御答弁されているとおり、構造改革特区の方で何枚の資料が提出されたとか、全然違う制度のもとで出している資料が、何で参考になるんですか。

絵画で、例えば美大を受験するのに、あなたは日本画を描いていますから彫刻の試験は免除しますみたいなことになりますか。そうはならないでしょ、だつて制度が違うんだから。だから、何でそうなっているんですか。川上さん、どうですか。

## ○川上政府参考人 お答え申し上げます。

規制改革提案に係る審査につきましては、過去の特区提案も引き継いで総合的に行うこととしてございます。そもそも、提案の熟度は、提案書のページ数ではなく、内容に着目して判断すべきものというふうに考へているところでございます。

その中で、この獣医学部の新設が実現いたしましたのは長年の検討が実を結んだものでございまして、とりわけ、いわゆる人獣共通感染症が国際的に拡大する中で、水際対策の強化や先端ライフソリューション研究の推進など、獣医師が新たに取り組むべき分野の具体的な需要が高まっている、このような変化をする中で、段取りを踏んで、今回実現をしたということで承知をしているところでございます。

○宮崎(岳)委員 何か、言えばいいってものじやないと思うんですけどもね。

全然、国家戦略として四国に認めるという話にならないでないですし、大体、提案の熟度が、それは量の問題じゃないと言われますよ。それはそうかも知れないですけれども、A4一枚しか出ていないところと二十枚しか出ていないところがある、二十枚のところが熟度が低いという判断になりますか。実際読んでみたら、別に熟度は低くなっていますか。土地を確保して、それをもらえる約束になつてあるかとか、そういうところが熟度じゃないですか。

でも、それは、事前に今治が情報をもらつて、事前にボーリングをしていたとか、そういう事情がある。官邸にも、二〇一五年の四月二日に今治市の企画課長さんです、市の企画課長さんが官邸に呼ばれるということが、これはどれだけのことなんですかといふことでしょう。

そうやつて差をつけておいて、自分たちで差をつけていたところについて、その熟度が足りないといふのは余りに不誠実じゃないですか。川上次長、いかがですか。

## ○川上政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは、いろいろな観点から検討いたしまして、今治市の提案の方が事業の早期実現性という観点から熟度が高いと判断したものでございます。そもそも、提案の熟度は、提案書のページ数ではなく、内容に着目して判断すべきものといふふうに考へているところでございます。

その中で、この獣医学部の新設が実現いたしましたのは長年の検討が実を結んだものでございまして、とりわけ、いわゆる人獣共通感染症が国際的に拡大する中で、水際対策の強化や先端ライフソリューション研究の推進など、獣医師が新たに取り組むべき分野の具体的な需要が高まっている、このような変化をする中で、段取りを踏んで、今回実現をしたということで承知をしているところでございます。

○宮崎(岳)委員 今の御説明、語るに落ちたつて、こういうことですよ。

だつて、今、地域の活性化に資さなきやならなければ、もその要素が薄いとか、産業動物分野に誘導することになつて、これはさつき、国家戦略特区の趣旨、目的と関係ないといふ話を私がしたばかりじゃないですか。そうですね。今、構造改革特区の話ですよ。全然違つて、そのことを挙げて。

連携も、京都の提案は、獣医学部のある大阪府立大ですか、そことの連携が十分でないと。でも、京都大学のiPS研究所と連携をして鳥インフルエンザ対策をやると言つて、今は、それは後から理屈をつけられると、いうだけの話で、たかがこれぐらいの五分、十分の話の中でも矛盾している話ですよ。

私は、別に獣医学部をふやしてもいいんですよ。前も私はお話ししたと思いますけれども、例えば四国四県の獣医師の不足、これは全部合わせても群馬県一県の不足に届かないんですよ。別に四国が特に不足しているというわけじゃないんですよ。前も私はお話ししたと思いますけれども、いろいろ口蹄疫とか大変なこともありましたから。だから、やつてもいいんすけれども、やるのあればやはり公平にやらなきゃダメでしょ。

また、獣医学部の設置は地域の活性化に大きく貢献する必要がございますけれども、京都府等の提案はその具体性がない反面、今治市は、まことに・しごと総合戦略等に位置づけた上で、卒業

生を地元の産業動物分野に就職させる奨学金の仕組みなどの工夫を凝らしていること。

あるいは、カリキュラムの内容につきましても、京都府につきましては水際対策の部分が薄いのに対しまして、今治市の方は、現場体験学習等を通じて卒業後に産業動物を扱う分野に進むよう誘導するとともに、畜産業のみならず、地元の水産資源を対象とした感染症対策など、地元固有の資源に着目した、より具体的な内容となつていて、そのふうなことで、これらを総合判断して、より熟度の高い、事業の早期実現性があるというふうに判断をしたということでございます。

○宮崎(岳)委員 今の御説明、語るに落ちたつて、こういうことですよ。

だつて、今、地域の活性化に資さなきやならなければ、もその要素が薄いとか、産業動物分野に誘導することになつて、これはさつき、国家戦略特区の趣旨、目的と関係ないといふ話を私がしたばかりじゃないですか。そうですね。今、構造改革特区の話ですよ。全然違つて、そのことを挙げて。

連携も、京都の提案は、獣医学部のある大阪府立大ですか、そことの連携が十分でないと。でも、京都大学のiPS研究所と連携をして鳥インフルエンザ対策をやると言つて、今は、それは後から理屈をつけられると、いうだけの話で、たかがこれぐらいの五分、十分の話の中でも矛盾している話ですよ。

私は、別に獣医学部をふやしてもいいんですよ。前も私はお話ししたと思いますけれども、例えば四国四県の獣医師の不足、これは全部合わせても群馬県一県の不足に届かないんですよ。別に四国が特に不足しているというわけじゃないんですよ。前も私はお話ししたと思いますけれども、いろいろ口蹄疫とか大変なこともありましたから。だから、やつてもいいんすけれども、やるのあればやはり公平にやらなきゃダメでしょ。

別の委員会でも、以前、宮崎委員の御質問にもお答えさせていただきました、また、その他の委員会でも御答弁させていただいておりますけれども、当時の木曾内閣官房参与がどのような民間事業の役職を兼ねていたかにつきましては、全く存じ上げておりませんでした。

○宮崎(岳)委員 だつて、内閣官房参与といつたって、全然関係ない世界遺産の担当でしょ。

その人から国家戦略特区について説明しろと言わ

れれば、どうしたことかなと思ふんじやないですか。

木曾さんの名前を検索すれば、最初に出てくることは、ウイキペディアの木曾さんのページということになりますけれども、当然、当時のことはわかりませんけれども、今は千葉科学大学の学長として出てくる。次に、木曾功さんの公式ホームページというものが出てきます。これは公式ブログですかね。ところが、今、記事は三つしか載っていませんで、少なくともトップページを見ると三つしかない。一番上が、千葉科学大学の学長に就任しましたというので、一番下、一番下といつても三つ目ですけれども、三つ目は、内閣官房参与に就任しましたというものです。これは普通、調べませんか。本当に知らないんですか。

しかも、木曾さんは、内閣官房参与ですけれども、これは非常勤ですよね、一日、日当二万四千円余りだったと思いますけれども。つまり、これは副業ですよね、官房参与はね。本業は何ですか。千葉科学大学の学長じゃないですか。この人が本業は何をやっているかということが知らないで説明されるんですか。どうですか、藤原さん。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。私は、他の内閣官房参与などからの場合も同じでございますけれども、政府内の幹部から、特区の制度につきまして、あるいは最新の状況につきまして、いろいろな御説明をするように、御文を、昨年も、あるいはおととしも、そういった一般的な御説明の要請がござります。その一環として、事務方として、木曾當時参与にも御説明をさせていただいたということでございまして、通常の業務の一環であるというふうに考えてございます。

繰り返しになりますが、木曾當時参与がどのようないい間事業の役職を兼ねていたかにつきましては、全く存じ上げておりませんでした。  
○宮崎(岳)委員 もう、そんなばかりなどしか、今は、全く存じ上げておりませんでした。そういう声がちょっと議場から上がりましたけれども、

ども、そうとしか思えないですよ。例えば、萩生田副長官から説明しろと言われた、それは調べませんよ。だつて、萩生田さんがどういう人か知っているから。でも、内閣官房参与から説明しろと言われて、この人は所管でもないのに何で聞くのかなど普通、考えませんか。実際に加計学園の関係者だつたんだから。大幹部でしょう。もしそれを言わないと説明を求めたとしたら、そっちの方がよっぽど不誠実じやないです。

聞く方だつて、それを知らないで説明していたんだつたら、それで、申しわけないけれども、役所の仕事はできるんですかと言わざるを得ないでありますよ。だつて、本業なんですよ、副業じやないんですよ。たまたま兼任しているとかじゃないんですね。主な仕事が学長なんですよ、この人は、一番の仕事が。兼任で内閣官房参与をやつているという状態ですよ、この五月とか九月にはね。

きょう萩生田官房副長官にもおいでいただきたいますが、木曾さんは、どういう経緯で加計学園の理事とか千葉科学大の学長に就任されたんでしょうか。

といいますのは、今申し上げたとおり、官房参与在職中に就任をされているんですね。届け出があるのかどうか、そういう制度的なことはわかりませんけれども、少なくとも報告的なものは上がるんじゃないですか、私、このたび仕事が変わりましたと。副業で、あるいは非常勤で官房参与をやらせてもらいましたので、どうぞ、何かひつかりがあつたら言つてくださいとかという話になりました。ああ、参与の方なんだなということを承知しました。

○宮崎(岳)委員 ちょっと、幾ら何でも、これだけの問題になつていて、いろいろな審議を積み重ねてきましたけれども、藤原さんも萩生田副長官も、これはまさに今話題の千葉科学大学の、当時はまだ話題でもないかもしれないけれども、それでも総理が十周年の式典に出席されたりとかして、総理だけじゃない、岸田外務大臣も行かれたんでしたつけ、何人もいろいろな方が行っている理が行けば、當時副長官だつたかどうか、ちょっと時間的な確認はしていませんが、安倍総理の最

出は必要とされておりません。

○宮崎(岳)委員 副長官、その説明は通らなくなっていますか。

だつて、副長官は千葉科学大学の客員教授じやないですか。木曾さんの部下じゃないですか。自分の上司がかわったんでしょう。自分の上司が内閣官房参与で、一緒に内閣官房にいるわけでしょ。全く存じ上げませんとか。

普通は挨拶しませんか、どつちからかわかりませんけれども。今度、あなたが客員教授をやつてある大学で私の方は学長になりますとか、あれ、今度は学長になられたんですね、私は客員教授をやらせてもらっています、よろしくお願ひしますとか言わないとですか。全く何にもないんです。

せんけれども。今度、あなたが客員教授をやつてある大学で私の方は学長になりますとか、あれ、今度は学長になられたんですね、私は客員教授をやらせてもらっています、よろしくお願ひしますとか言わないとですか。全く何にもないんです。

会いしたことは一度もないです。

私も、昨年の四月の入学式の案内に学長変更のお名前があつたんですけども、その人が内閣官房参与の木曾さんと同一人物だというの、そのときは存じ上げませんでした。

○宮崎(岳)委員 では、いつ知つたんですか、千葉科学大学の学長だというの。

○萩生田内閣官房副長官 その入学式の案内をもらった後に、いつごろかはちょっとわかりませんけれども、何かの書物でそのことを確認しました。ああ、参与の方なんだなということを承知しました。

○宮崎(岳)委員 ちょっと、幾ら何でも、これだけの問題になつていて、いろいろな審議を積み重ねてきましたけれども、藤原さんも萩生田副長官も、これはまさに今話題の千葉科学大学の、当時はまだ話題でもないかもしれないけれども、それでも総理が十周年の式典に出席されたりとかして、総理だけじゃない、岸田外務大臣も行かれたんでしたつけ、何人もいろいろな方が行っている理が行けば、當時副長官だつたかどうか、ちょっと時間的な確認はしていませんが、安倍総理の最

側の一人であられる萩生田さんが、自分が客員教授をやつているところに総理が行つて、そういったことがわからないものなんですか。私はそこがよくわからないですよ。

そういうこともあるだろうと、それは千葉科学大学の学長が官房参与をやることはあると思いますけれども、そのことを全く知らずに説明しているだけ込んで、入学式の案内で気づいて、その後書物で見ただけでも、同じ内閣官房の人間だけれども一切コンタクトもとったことがありません、何も知りません、そしてそのままこの獣医学部の選定の問題になだれ込んでいきましたという御説明は、ちょっと不自然じやないです。

○萩生田内閣官房副長官 私は、内閣官房副長官としてこの委員会に出席して、きちんと答弁をしているつもりでござります。うそ、でたらめをここで言うほど不謹慎なことをするつもりは全くありません。

大変申しわけないんですけども、内閣官房副長官の仕事は本当に日々、本当に忙しい毎日でありますけれども、総理に近いとか近くないとかで、お互いの日程は全くわかりませんよ。

公務で活動していることは承知していますけれども、何かの書物でそのことを確認しました。ああ、参与の方なんだなということを承知しました。

○宮崎(岳)委員 これ以上言つてもといふことなんでしょうけれども、でも、御自分が今まで客員教授をやつていらっしゃるし、落選中は給与もいりません。

○宮崎(岳)委員 これ以上言つてもといふことなんでしょうけれども、でも、御自分が今まで客員教授をやつていらっしゃるし、落選中は給与もいりません。

ただいていたわけでしょう。別にそれはいいですよ、お仕事されていて給与をいただんだから、いいんだけれども、しかし、その学長が誰になつていてるかわからなかつたとか政府に関連しているかわからなかつたとか、総理が行つたけれども、そんなことも知らないとか、そういうことにな

るのかなというの、正直疑問であります。

もう一つ、ちょっと別の件でお伺いいたしました。大学設置認可について伺いたいんです。

文部科学省、今、大学設置・学校法人審議会で、この加計学園が新設する獣医学部を認可するかどうかということを議論されていると思いま

す。八月に結果が出るということだと思いますが、認可すべしという答申がおりる可能性もあれば、保留になるとか、あるいは取り下げて再申請とか、いろいろなケースが考えられる。

これは、特区の事業者として認定するのと、学校として開設するのは、全く別の手続ということになると思います。実際に、例のいろいろ、文科省の内部文書と言われるものにも、これは別の手続であることが出来ましたね。

そうすると、通常であれば、これは、例えば、そのときに条件を満たせなかつた、十分満たしていなかったと判断されると、来年の開学はだめだね、しかし、その後、続きで、再来年開学

オーナーとか、こういう結論が出たりとか、とにかく、開学するための教員確保とかそういうもろ

もの条件をきちんと果たすように、いろいろ助言も行われて、その基準が満ちた時点で開学、こ

ういうふうになると思うんですが、今回の場合は、いわゆる内閣府と文部科学省の共同告示とい

うか、内閣総理大臣と文部科学大臣の共同告示であります、平成三十年度に開学する、こういう

条件が付されている。そうすると、もしことし学校設置の認可の条件を満たせなかつた場合、通常であれば来年ということに先送りになるだけなん

ですが、これは、ことしできなかつた瞬間に、もうこの共同告示の条件から外れてしまうということになりますね。

京都産業大学が実は獣医学部の新設を諦めたのも、もちろん空白地という条件もありましたけれども、この平成三十年開学という日程が余りにタイトだということが、教員を集めることが難しくなります。

実際、これは、もし平成三十年度の開学という

のが大学設置・学校法人審議会で認められなかつた場合は、どうなるんでしょうか。

これはどちらに聞けばいいかわからないんですね。けれども、義家副大臣、お尋ねの設置の関係でござい

ますけれども、今回の国家戦略特区、獣医学部の新設は、これは、国家戦略特区のプロセスにおいて検討が行われ、平成三十年度に開設する獣医学

部の新設を認めるということとしたものだと理解してございます。

現在、三十年四月の開学に向けての申請について、大学設置・学校法人審議会で審査中でございま

ますので、先生から今お尋ねの件、審査の状況についてのお答えは、厳に差し控えさせていただきたいと思っています。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、私は審査の状況について聞いているんじやありません。別にこれは

加計学園じゃなくとも同じですよ。もし、特区で三十五年開学という条件が認められている、別の手続である設置審の方で、それが三十年開学が

きないということになれば、その瞬間に、共同告示で定めてある除外規定という条件に当たはまらなくなるんだから、そのときにどうするんですかと聞いています。もう一度、副大臣、お願いします。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、私は審査の状況について聞いているんじやありません。別にこれは加計学園じゃなくとも同じですよ。もし、特区で三十五年開学という条件が認められている、別の手続である設置審の方で、それが三十年開学がきないということになれば、その瞬間に、共同告示で定めてある除外規定という条件に当たはまらなくなるんだから、そのときにどうするんですかと聞いています。もう一度、副大臣、お願いします。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、私は審査の状況について聞いているんじやありません。別にこれは

加計学園じゃなくとも同じですよ。もし、特区で三十五年開学という条件が認められている、別の手続である設置審の方で、それが三十年開学が

きないということになれば、その瞬間に、共同告示で定めてある除外規定という条件に当たはまらなくなるんだから、そのときにどうするんですかと聞いています。もう一度、副大臣、お願いします。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、私は審査の状況について聞いているんじやありません。別にこれは

加計学園じゃなくとも同じですよ。もし、特区で三十五年開学という条件が認められている、別の手続である設置審の方で、それが三十年開学が

きないということになれば、その瞬間に、共同告示で定めてある除外規定という条件に当たはまらなくなるんだから、そのときにどうするんですかと聞いています。もう一度、副大臣、お願いします。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、私は審査の状況について聞いているんじやありません。別にこれは

らもお答えいただきたいんですが、では、今、内閣府の方の松本副大臣の御説明では、もし開学が先延ばしになった場合、当然認められるという話

ではない、もう一度検討し直す、こういう御説明だつたと思うんですね。そういうことでよろしく

いませんですか、義家副大臣。

○義家副大臣 まず、現在、大学設置・学校法人審議会で審議中でありまして、仮定の話とはいえ、設置の認可、不認可を前提に議論すること

は、公平性が求められる審査の過程に不測の影響をしてございます。

現在、三十年四月の開学に向けての申請について、大学設置・学校法人審議会で審査中でございま

ますので、先生から今お尋ねの件、審査の状況についてのお答えは、厳に差し控えさせていただきたいと思っています。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、だつて、今、内閣府の副大臣がそういうお答えをしたじゃないですか。では、文科省の方は言えないんですか。それはおかしいで

しょう。だつて、これは制度の話ですから、今後、ほかの大学とかもなつたつて同じですよ。どう

させたいただきたいたいと思います。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、だつて、今、内閣府の副大臣がそういうお答えをしたじゃないですか。では、文科省の方は言えないんですか。それはおかしいで

しょう。だつて、これは制度の話ですから、今後、ほかの大学とかもなつたつて同じですよ。どう

させたいただきたいたいと思います。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、だつて、今、内閣府の副大臣がそういうお答えをしたんじゃないですか。では、文科省の方は言えないんですか。それはおかしいで

しょう。だつて、これは制度の話ですから、今後、ほかの大学とかもなつたつて同じですよ。どう

させたいただきたいたいと思います。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、だつて、今、内閣府の副大臣がそういうお答えをしたんじゃないですか。では、文科省の方は言えないんですか。それはおかしいで

しょう。だつて、これは制度の話ですから、今後、ほかの大学とかもなつたつて同じですよ。どう

させたいただきたいたいと思います。

弁はおかしいでしょ」と呼ぶ  
○北村委員長 宮崎君、許可を得て発言してください。

○宮崎(岳)委員 申しわけありません。

その答弁は余りにおかしいですよ。だって、告示が出てるんですよ。全く仮定の話をしている

わけじゃないですよ。告示が出てるんだから、

平成三十一年開学というふうになつてあるんだから、これを満たした場合と満たせなくなつた場合。別に設置審は関係なくてもいいですよ。

では、もし三十年開学という条件が、別に設置審とは関係なくてもいいけれども、満たせなくなつた場合はどうなるんですか。天変地異とかで満たせなくなることだってあり得ないわけじゃないですね。これは義家副大臣、どうですか、満たせなくなつた場合は。これは当然、そのまま翌年に持ち越されるということにはならないですね。

合。別に設置審は関係なくてもいいですよ。

では、もし三十年開学という条件が、別に設置

審とは関係なくてもいいけれども、満たせなくなつた場合はどうなるんですか。天変地異とかで満たせなくなることだってあり得ないわけじゃないですね。これは義家副大臣、どうですか、満たせなくなつた場合は。これは当然、そのまま翌年に持ち越されるということにはならないですね。

いや、今、松本さんは伺いましたから。違うんですか。

○松本副大臣 誤解のないよう一言申し上げた

いとおもいますけれども、あくまで一般論としてお話をさせていただいているということあります。

○宮崎(岳)委員 もちろんですよ。一般論です

よ。だつて、告示が出てるんだから、この告示を満たせなくなつたときにどうなるんですかといふ話をしているだけですよ。義家副大臣、お願いします。

○松本副大臣 申上げたところでは、不認可を前提に議論するなどは差し控えさせていただ

きます。

○宮崎(岳)委員 前提にしていないですよ。不認

可を前提に話をするならわかりませんけれども、認可された場合はこうです、不認可の場合にはこう

ですという一般論を聞いてるだけですよ。何で可を前提に議論することは差し控えさせていただ

きます。

○宮崎(岳)委員 一般論として先ほど松本副大

臣は申し上げたと思いますが、私ども設置認可を担当している部署といたしましては、やはり先ほど義家副大臣から御答弁いたしましたとおり、仮定の話とはいえ、設置の認可、不認可、それを前提出して、認可、不認可等々を前提に議論することは控えさせていただきます。

○宮崎(岳)委員 では、設置審とは関係ないところ

で、平成三十一年に開学できませんでした、こう

いう話になつたときはどうなんですか。いわゆる

共同告示というのは出しているわけだから、この



ているんです。

では、そういう、メールを隠せということとは知らないということはわかりましたけれども、まだ発表前ですけれども、文科省と外務省とか内閣府とか天下り問題でやりとりした、そういう事項は今調査対象に含まれているんですか。

○萩生田内閣官房副長官 申し上げたとおり、徹底した調査をしておりますので、もしそういう事実があるとすれば、明らかになるはずあります。

○宮崎(岳)委員 でも、何ヵ月かかっているんですかということですよ。さすがに当時言っていたのは、年度内には何とかなるのかな、年度内には間に合わないかなと言つていて、国会が終わるまでそれが出てこないとは思いませんよ、通常国会が終わるまで。しかも、あれだけ官房長官が、前川氏が潔くやめないと、天下りを根絶するんだとか大見え切って、全府省調査の結果がいまだに出ないというのはどういうことです。

国会は終わるんでしょう、十八日が会期末ですね。まあ延長されるかどうかはまたこれからなんでしょうけれども、それまでに出されるんですか、全府省調査の結果は。

○萩生田内閣官房副長官 内閣人事局が組織をされて三年目でありますて、初めてこういった集中的な作業が突然に発生をして、限られた職員の中で全力で事に当たっております。加えて、職員の皆さんは文書でやりとりをし、そして、アーリングをしたり、あるいはその書類の再提出をしている限りでは、職員の皆さんは誠意を持って全

力で事に当たっていると思います。

私の感覚としては、これは、会期が終わってから出すというのでは、皆さん方にきちんととした説明ができないと思いますので、担当は山本大臣でありますけれども、私、人事局長という立場で、きょう答弁をさせていただくとすれば、会期内にそのことを明らかにできるように、今、最後の詰めをさせていただいているところでございま

す。

○宮崎(岳)委員 これは会期内に出るんだつたら、ちゃんとその審議をしてくださいよ。これは委員長にも申し上げますけれども、今、全府省調査が出て、農林水産省関係のことがあつたら、農林水産委員会きちんとその審議を持つていただきたいし、他委員会でも、これは全府省調査ですから、ぜひ審議いたくようにお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○北村委員長 後刻、理事会でも議論いたします。最後に伺います。

○宮崎(岳)委員 萩生田副長官が、きちんと会期中に出すということをおっしゃったということをテークノートさせていただきます。

二〇一五年四月一日に、今治市の職員がお二人

人、首相官邸の方に行かれて、一時間半滞在

をされているというのが今治市側の記録に残つて

おります。誰と会つたかわからない、こういう御

説明なんですが、官邸はそんなに巨大な組

織じゃありませんし、そんなに一末端の職員がそ

ういう方と会うわけじゃないでしようから、大

体どなたが会うかというのはわかっていると思

うんですけど、これは本当に、誰と会つた

か、何の用だったかわからないということなんで

すが、副長官。

○萩生田内閣官房副長官 総理大臣の官邸への入

邸につきましては、通行証を貸与し、厳格に管理

を行っています。通行証の貸与に当たり、訪問予

定者に対し、訪問先への訪問予約届の事前提出を

求め、入邸時に、これに記載されている内容と訪

問予定者の身分証とを照合し、本人確認を行つているところです。このため、訪問予定者の入邸確認後、訪問予約届はその使用目的を終えることか

ら、公文書管理法や関係規則等に基づき、遅滞なく廃棄するという取り扱いとしているところでございまして、この入邸記録を確認しましたけれども、入邸の確認はできませんでした。

は、総理とはその時間に会つたのかということを問われましたので、私、総理にも確認しましたし、総理室にも確認しましたけれども、その時間に今治市の職員と総理が接触をした事実は全くございませんでした。

一般論で申し上げれば、地方自治体の課長さんたちが直接総理とお会いするということはまずあり得ないということも加えて申し上げておきたいと思います。

○宮崎(岳)委員 では、総理じゃなければ、どなたとお会いしたか。そんなに膨大な人がいるわけじゃないんだから、副長官か補佐官か秘書官か、可能性があるのはそれぐらいじゃないですか。ごく限られた十人ぐらいのメンバーでしょう。誰とお会いしたかわからないんですか。一職員と会い

ますか。会わないでしょう。谷査恵子さんと会いますか。会わないですよ。誰もわからないんですね。調べる気もないんですか。

○萩生田内閣官房副長官 内閣官房の方でも調べてお答えをしているはずなんですが、現時点で確認はとれおりません。

ちなみに、二〇一五年四月は、私は官房副長官ではありませんでしたけれども、誠意を持って調査をして、参議院でも答弁しました。

○北村委員長 宮崎君、時間が来ておりますので、申し合わせをしている時間の範囲内で。

○宮崎(岳)委員 誠意を持って調査しているよう

私からも加計学園の問題について、きょうは質問いたします。

この問題は、国家戦略特区制度を用いて、二年ぶりとなる獣医学部設置が選考される過程で、獣医師の需給判断や行政の政策決定過程がゆがめられたのではないかという疑惑です。

まず初めに、獣医師の需給判断について伺います。

まず、農水省に確認をします。

獣医師の需給については農水省の管轄とされています。活動獣医師について、農水省は、産業動物、公務員、小動物診療、その他の分野と分類をしています。そのうち農水省の管轄は、産業動物、公務員の農林水産分野ですか、それから小動物診療で、今問題になつてある新たな獣医学部についての、創薬やライフサイエンスなど、新たな分野にかかる獣医師については、その他の分野に分類されるというのが説明だったと思

います。

○山本(有)国務大臣 間違ひありません。

昨年十一月九日の国家戦略特別区域諮問会議で、今回の獣医学部の設置につきまして、その取りまとめ文書には、①創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進、②地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するためであるというよう承知をしております。

昨年九月の第一回今治市分科会や本年一月の第三回広島県・今治市国家战略特別区域会議での議論を踏まえれば、新たに取り組むべき分野に就業する獣医師の分類は、産業動物診療、公務員、小動物診療、その他のうち、先端ライフサイエンス研究につきましては、その他に分類されおりまして、国際的な獣医学の教育拠点に所属する獣医師、次に、地域での感染症に係る水際対策につきましても、その他に分類されまして、学術拠点に所属する獣医師が当てはまるものというように考

えているところでございます。

○畠山委員 今答弁がありましたように、新たな獣医学部に関係する需給は農水省の管轄外ということで確認いたします。

しかし、安倍首相が六月五日の衆院決算委員会で、我が党の宮本徹議員に、今回の獣医学部決定は三大臣合意が全てと答弁しています。これは何を指すかというと、昨年の十二月二十二日に、山本幸三地方担当大臣、それから松野文部科学大臣、そして山本農水大臣の三名で、国家戦略特区における獣医学部の設置について文書で合意した中身を指しています。

農水省は、先ほど大臣から答弁があつたように、新しい分野の需給については管轄外であるのに、なぜ昨年の十二月二十二日のこの文書で山本農水大臣は合意に名を連ねることになったのか。

○山本(有)国務大臣 國家戦略特区による獣医学部の設置、そして、この合意文書に記載されています一校に限ることと自体につきましては、農林水産省の所管するところではございません。

しかしながら、農林水産省といたしましては、適切な獣医療を確保するという観点から、産業動物獣師や農林水産分野の公務員獣医師の確保を図ることを担当しております。これらの獣医師の需要動向について情報提供していく立場にあります。その意味におきまして、合意文書にかかわっているという認識をしております。

○畠山委員 いずれにしても、この十二月二十二日の文書で、責任を負うことになったわけです。そこで、合意文書を見ると、次のように書いています。丸が二つあるんですが、後ろの方だけ読み上げます。「その際、全体の獣医師の需給も踏まえ、獣医学部を新設するとしても、一校に限るものとし、その旨を当該告示に明記するとともに、今後とも需給の動向を考慮しつつ、十分な検証を行っていくこととする」。それで、一校に限るというふうになつた理由、これは農水大臣の方からも、ここに至るまでの過

程で述べたことがあつたのかどうかもわかりませんが、改めて、一校に限るとした理由について述べてください。

○山本(有)国務大臣 平成二十八年十二月二十二日の三大臣合意文書では、獣医学部の新校を一校に限ることが記載しております。

特区による獣医学部の設置は、農林水産省の所管ではありません。しかし、十二月二十二日に内閣府から示された、一校に限る旨の三大臣名の文書案につきまして、特段の異議はない旨を内閣府に同日付で回答したところでございます。そういう経過で、一校が三大臣の合意文書の中に組み込まれたということの認識をしております。

○畠山委員 今も、改めて農水大臣から、新たな

獣医学部に関する需給は所管外であるとの趣旨で答弁がありました。

そこで、内閣府の方に今度は伺います。

○畠山委員 今も、改めて農水大臣から、新たな獣医学部の他として、需給の責任は負うものではないとして、需給の責任は負うものではないとしています。

では、この分野の獣医師の需給はどこが責任を負うんでしようか。内閣府が責任を負うとでもい

うことになるのでしょうか。この点を内閣府ではどう考へているか、答弁してください。

○松本副大臣 内閣府は、規制改革を推進する立

場から本件にかかわっているところであります。そもそも規制改革の基本ルールは、自治体などから寄せられた提案につきまして、できない理由を探すのではなく、どうしたらできるかを前向きに議論することであります。

○畠山委員 答えになつております。

そこで、規制改革等でライフサイエンスについての正当な理由を説明しなければならず、その説明がなされない場合は、提案に基づく規制改革を進めいくべきだと考へております。

こうした基本ルールを今回件に当てはめれば、関係省庁である文科、農水省が新たな分野

における需給がないと立証していない以上、問題はないと考えているところであります。

ただ、獣医学部の新設は、五十年以上の間、実現には至らない、とりわけ困難な規制改革事項でありますため、今回は、関係省庁だけではなくて、内閣府といたしましても、新たな需要について確認し、文部科学大臣及び農林水産大臣もこれに異論を唱えることなく、昨年十一月九日の諮問会議に出席をいたしまして、要件適合性の議論を行いました。

なお、「日本再興戦略」改訂二〇一五は閣議決定であるため、政府の各府省は、それぞれの所掌事務の範囲内でこれに従つて検討すべきことは当然だと考へております。

内閣府といたしましても、昨年十一月の諮問会議取りまとめ、本年一月の分科会や区域会議に際しまして、事務方からの説明を踏まえて山本大臣が、閣議決定との関係で問題は生じないと判断で行つたものであります。

○畠山委員 答えになつております。

師の方が就業している、これは把握しております。しかしながら、今後、どういうふうにその分野で需要があるのかということについては、ライフサイエンス等の業について我々は知見がございませんので、そこは把握していない、こういうことでございます。

○畠山委員 それでは、一体、ライフサイエンスにかかる所掌というのはどこなんでしょう。内閣府、答えられますか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

私ども内閣府は、規制改革を推進する立場でございまして、その範囲で、この新たなニーズについても私どもは今回審議をさせていただいたわけでもございませんけれども、先ほど副大臣からの御答弁もございましたように、私どもの規制改革のルールということで申しますと、関係省庁である文科省あるいは農水両省が新たな分野における需

要がないと立証していなければ、規制改革を推進することを進めていいという判断というふうに承知しているところでございます。

○畠山委員 答えでいいですか。

私が所掌するんですか。

○川上政府参考人 ライフサイエンスについているわけではございません。

も、私ども規制改革を推進する立場から、そのニーズについて私ども審議はさせていただきました。

全体の需給等について、私どもとして承知しているわけではございません。

○畠山委員 それでは、ないということで確定させていいですか。

もう一度だけ最後に聞いておきます。どこが所掌ですか。(発言する者あり)

お答え申上げます。

その観点から申し上げまして、獣医師が、現実に獣医師資格を持っている人間がどこに就業しているかということについて、獣医師法で我々はそれを担当するということが明記されておるところ

でございます。

その観点から申し上げまして、獣医師が、現実に獣医師資格を持つていて、獣医師法及び獣医療法、こ

れを担当するといふことが明記されておるところ

でございます。

その観点から申し上げまして、獣医師が、現実に獣医師資格を持つていて、獣医師法及び獣医療法、こ

れを担当するといふことが明記されておるところ

でございます。

○北村委員長 速記をとめてください。

○北村委員長 速記を起こしてください。

内閣府川上地方創生推進事務局次長。

○川上政府参考人 お答え申上げます。

今この事の性格としては、文科省の告示の制度改



後、社会に出ていくわけですよ。そのときの需給に全く責任を負わず、検討もしないでオーケーしたということでおろしいんですね、確認しますよ。

○松本副大臣 具体的には、一月十二日開催の第二回今治分科会におきまして、諮問会議取りまとめへの適合性、平成三十年度開設の確実性の二点について確認をしたところがありますが、具体的には、その入学定員が、諮問会議取りまとめにあります、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するための人材を養成するものであることを確認するとともに、平成三十年度開設の確実性の審査の一環いたしまして、入学定員が施設や教員の予定規模に比して明らかにバランスを欠くものでないことなどを概略的に確認をしているところであります。

○畠山委員 バランスを欠きますよ。

これは通告していませんけれども、先ほど宮崎委員の質問の中で答弁にもありました設置審議会が今審議中だということで、もしこれで、仮に不認可だと、条件変更がどう出てくるかわかりませんけれども、その際は一般論として、国家戦略特区のプロセスにおいて改めて検討という答弁をされたと思います。この百六十人という定員についても、もちろんその中に、設置審の中では議論されているでしょうから、同じく一般論として私は、今後見直す対象としては、一般論としてはあたり得るということでおろしいですね。

○松本副大臣 今、御質問が、一般論と個別がごちやまざになつてあるかと思います。

具体的なお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○畠山委員 通告していた質問の、これで半分まで行っていないんですよ。この問題についてはたくさんさまざまな疑問が、個別具体的な話に入つていくと膨らんでくるわけです。需給の問題一つとっても、農水省と内閣府と、一体、結局、新しい分野の需給は誰が責任を負うのかということが全く何一つ明らかとなりませんでした。

○吉田(農)委員 森林率という言葉は、私も小学校

に出ていくわけですよ。そのときの需給に全く責任を負わず、検討もしないでオーケーしたということでおろしいんですね、確認しますよ。

○松本副大臣 具体的には、一月十二日開催の第二回今治分科会におきまして、諮問会議取りまとめへの適合性、平成三十年度開設の確実性の二点について確認をしたところがありますが、具体的には、その入学定員が、諮問会議取りまとめにあります、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するための人材を養成するものであることを確認するとともに、平成三十年度開設の確実性の審査の一環いたしまして、入学定員が施設や教員の予定規模に比して明らかにバランスを欠くものでないことなどを概略的に確認をしているところであります。

臣が、法科大学院の事例を引用して、うまくいかなかつたときの結果責任を誰がとるのかと指摘しました。

○吉田(農)委員 お答えいたしました。

○吉田(農)委員 日本維新、吉田です。きょうもよろしくお願ひいたします。

○吉田(農)委員 前振りなんですかれども、お昼に差しかかりますので、珍しく前振りなしで入らせていただきたいと思います。

○吉田(農)委員 林業の成長産業化というところで、林業の二回目の話をさせていただきます。

○吉田(農)委員 質問させていただきますが、日本が林業、森林王国だということは誰もが認めるところでしょう

○吉田(農)委員 けれども、日本の林業を攻めの林業に変えてい

○吉田(農)委員 こういうことというのが、私は、これから林業を考えたときに、蓄積、これはどのような状況

○吉田(農)委員 これが木材の需要量それから供給、そして我が国

○吉田(農)委員 中での自給、ここにどうつながっていくかといふところ、それについて今どのような認識をして

○吉田(農)委員 我が国の森林面積につきましては、昭和四十一

○吉田(農)委員 年と平成二十四年を比べた場合に、約二千五百万ヘクタール程度で、ほぼ横ばいですけれども、今

○吉田(農)委員 御指摘のございました森林蓄積について見ますと、昭和四十一年の森林蓄積が十八・九億立方、

○吉田(農)委員 それに対しまして平成二十四年の森林蓄積は四十九億立方ということで、約二・六倍に増加している

○吉田(農)委員 状況でございます。

○吉田(農)委員 そういう状況で、そこからこれをどのようにして利用していくかというところな

○吉田(農)委員 んですけれども、森林蓄積というところについて

○吉田(農)委員 は二・六倍という、まさに、木じゃなくて普通のものでいうと、苗を植えて、そしてそれが育つて、収穫しましようというところに来ておるといふことだと思います。

○吉田(農)委員 だから、森林蓄積が二・六倍まで上がっている

○吉田(農)委員 という、四十九億立米ですか、それだけの大きさ

○吉田(農)委員 があるという中で、では、それをこの先どうして

○吉田(農)委員 いくのか。これはまだまだ、ほつておくと木は

○吉田(農)委員 なかつたときの結果責任を誰がとるのかと指摘しました。

○吉田(農)委員 需給の検討もなく、結論先にあり過ぎたということは明白で、それが加計学園あり

○吉田(農)委員 だつたのであれば、これは重大です。

○吉田(農)委員 この場からも改めて、本委員会ではそうですが

○吉田(農)委員 予算委員会での集中審議や前川前文部事務次官の証人喚問などを求めて、私の質問を終わ

○吉田(農)委員 ります。

○吉田(農)委員 この場からも改めて、本委員会ではそうですが

○吉田(農)委員 予算委員会での集中審議や前川前文部事務次官の証人喚問などを求

高めるか、これがまずしつかり取り組むべきこと、課題じゃないかな、こう思うんですけれども、これについてどのように認識しているのかを確認したいと思います。

○今井政府参考人 お答えいたします。

我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えるわけですが、その生産性を林業従事者一人当たり一日の生産量で見てみると、平成二十一年七時点での主伐で六・六七立方、間伐で四立方というものが現状です。

十年前の主伐三・四五立方、間伐二・五立方と比べますと伸びてはおりますけれども、これをEU圏で林業、木材産業の競争力が高いオーストリアと比べてみると、それでもまだ半分ぐらいの水準になつていてるということで、まだまだ先進国と比べますと、依然我が国の生産性には大きな格差があるというのが現状であると認識しております。

これは、我が国の森林所有構造が小規模零細なもののが大宗を占めているのですが、森林所有者の世代交代や不在村化から、所有者の特定が困難な森林が多数存在し、集約化に多くの労力を要する、そういう実態にあるといったこと、さらに、急峻で複雑な地形ゆえに、林道、作業道等の路網密度が低いことといった課題があると考えております。

そうした状況のもとで、生産性向上に向けまして、一つは、森林組合等の林業事業体による施設の集約化を促進していく、さらには、生産コストの低減に資する路網の整備を進めていく、さらには、低成本で効率的な作業システムに不可欠な高性能林業機械の開発導入を進める、そういう取り組みを進めているところでございます。

○吉田(農)委員 そういう理解と現状の中で、当委員会は常に攻めるということをテーマにしておるわけでございまして、私は大臣にお聞きしたいと思いますけれども、この林業が、恵まれた環境の中にはあると思います、この国は。その中にあって、それをどう使っていくかということにつ

いてこそ、まあ地形的に急峻だというのは確かで、今先例を出されて、ほかの地域、オーストリアも、これについてどのように認識しているのかを確認したいと思います。

○今井政府参考人 お答えいたします。

我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えるわけですが、その生産性を林業従事者一人当たり一日の生産量で見てみると、平成二十一年七時点での主伐で六・六七立方、間伐で四立方とい

ういうふうに私は勝手に思っています。それで、その強みじゃないかなと思うんですね。

○吉田(農)委員 非常にうれしい力強いメッセー

ジだと私は思います。本当におっしゃるとおり、木が本当に、日本人のアイデンティティーにどれだけ、衣食住の中の特に住の部分だと思いますけれども、まあ食にもかかるわるんでしょうね。それで、その強さの問題じやないかというふうに私は勝手に思っています。

そういうことからすると、今のこの状態になるというのはやはり根本的なやる気の問題と、組織がそれをどうサポートするかというところの力強さの問題じやないかというふうに私は勝手に思っています。それで、大層として、林業の成長産業化というところを今の現状からどう打開していくか、あるいはどう進めていくかと考えていらっしゃるか、それをお聞きしたいと思います。

○山本(有)国務大臣

近年、戦後造成されました人工林が本格的

利用期を迎えております。昨年閣議決定しました森林・林業基本計画におきまし

て、まず、木材、とりわけ国産材の需要拡大、こ

れを図ること、そして、その拡大する需要に向

く、あるいはどう進めていくかと考えていらっしゃるか、それをお聞きしたいと思います。

○山本(有)国務大臣

近年、戦後造成されました人工林が本格的

利用期を迎えております。昨年閣議決定しまし

た森林・林業基本計画におきまして、まず、木材、とりわけ国産材の需要拡大、こ

れを図ること、そして、その拡大する需要に向

く、あるいはどう進めていくかと考えていらっしゃるか、それをお聞きしたいと思います。

○山本(有)国務大臣

近年、戦後造成されました人工林が本格的

利用期を迎えております。昨年閣議決定しまし



法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案の参議院修正  
〔本号末尾に掲載〕

○山田(修)参議院議員 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案の参議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申します。政府提出の原案は、事業者等による日本農林規格の制定の申し出を促進するため、農林水産大臣は、日本農林規格の制定に係る申し出を受けた場合は、速やかにその申し出について検討を加えなければならないものとするとともに、その申し出に係る日本農林規格を制定すべきものと認める場合における日本農林規格の案の作成主体が農林水産大臣であることを明確化する

規格の案を審議会に付議することに改めることにより、申し出の際に事業者等が作成する原案の水準を緩和することとしております。

そこで、本修正は、農林水産大臣は、都道府県も明確になっておりません。

または利害関係人から日本農林規格の制定に係る申し出を受けたときは、速やかにその申し出について検討を加えなければならないものとするとともに、その申し出に係る日本農林規格を制定すべきものと認める場合における日本農林規格の案の作成主体が農林水産大臣であることを明確化する

ものであります。  
以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十五日木曜日午後一時五十分理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案  
農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律  
農林物資の規格化等に関する法律の一部改正  
第一条 農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
日本農林規格等に関する法律

## 〔第二章 日本農林規格の制定(第三条・第九条)〕

### 第三章 日本農林規格による格付

#### 第一節 登録認定機関(第十六条・第十七条の十五)

#### 第二節 格付の表示の保護(第十八条・第十九条の二)

#### 第三節 外国における格付(第十九条の三・第十九条の七)

#### 第四節 登録外国認定機関(第十九条の八・第十九条の十)

### 第五章 日本農林規格による格付(第十五条の二)

#### 第一節 格付(第十四条・第十五条の二)

#### 第二節 適合の表示(第十三条)

#### 第三節 登録認証機関(第十四条・第二十九条)

#### 第四節 外国における格付(第三十条・第三十二条)

#### 第五節 外国における適合の表示(第三十三条)

#### 第六節 登録外国認証機関(第三十四条・第三十六条)

#### 第七節 格付の表示等の保護(第三十七条・第四十一条)

#### 第八節 試験等(第四十二条・第五十二条)

#### 第九節 外国における試験等(第五十三条・第五十六条)

#### 第十節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条)

六」を「第五十九条・第六十四条」に、「第二十条・第二十三条」を「第六十五条・第七十五条」に、「第二十四条・第三十一条」を「第七十六条・第八十三条」に改める。

第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善

並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もつて農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

第二条の見出しを「(定義)」に改め、同条第一項中「法律で」を「法律において」に改め、同項第一号中「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「規格」とは、次に掲げる

事項についての基準及び当該事項に関する表示(名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。)の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

イ 農林物資の次に掲げる事項

イ 品位、成分、性能その他の品質(その形狀、寸法、量目又は荷造り、包装その他)の条件を含む。以下同じ。)

四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして

はこれを業とする者の経営管理(以下「農林物資の取扱い等」という。)の方法(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

三 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定(以下「試験等」という。)の方法

中「で」登録認定機関又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十七条の二第一項又は第十九

二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又

ハ 流通行程

二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又

条の十一」において「登録認証機関」とは、第十六条第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証機関」とは、第三十六条に、「法人」を「者」に改め、同項を同条第三項とする。

第一章を削る

第七条の前の見出しが削り、同条第一項中「種類」の下に「又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第二項中「当該規格に係る」を削り、「生産・取引・使用又は消費」を「若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引」に、「当たつて」を「当たつて」に改め、同条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を「第五十九条第一項の政令で指定する」に改め、「(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方針についての基準を除く。)」を削り、同項ただし書中「食品表示法」の下に「(平成二十五年法律第七十号)」を加え、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、第三章中同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の制定)」を付する。

第八条第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」を「ところにより」に、「具して」を添えて「に改め、同条第二項中「種類の農林物資について」を削り、「同項の原案」を「日本農林規格の案」に改め、同条を第四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「廃止」を「廃止について」に改め、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の確認、改正及び廃止)」を付する。

第十条中「第七条」を「第三条」に改め、同条を第六条とし、第十一条を第七条とする。

第十二条中「農林物資」を削り、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「の案」を削り、「きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「当つて」を「當たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第九条とする。

を「第五項まで若しくは第六十六条第一項から第五項まで」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七十九条とする。

第二十四条を第七十六条とし、第六章中第二十三条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条第一号中「第十七条の四第二項」を  
「第十八条第二項、第四十六条第一項、第四十  
七条第一項又は第四十八条第一項」に改め、同  
条第二号中「第十七条の九第一項」を「第二十三  
条第一項」に改め、同条を第八十三条とする。

改め、同条を第八十二条とする。  
第二十九条第一項第一号中「第二十四条(第八号)」を「第七十六条(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号)」に改め、同項第二号中「第二十四条第八号」を「第七十六条(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号)」に改め、同条を第八十二条とする。

十二「号」は「第二十五条」を「第七十七条」に改め、同条を第八十一条とする。

第二十五条中「第十七条の十二第二項」を「第二十六六条第二項又は第五十条第一項に、「登録認定機関の代表者」を「登録認証機関若しくは登録試験業者(これらの方が法人である場合にあつては、その代表者)又はその」に改め、同条を第七十七条とする。

第二十四条第一号中「第十二条」を「第八条」に改め、同条第二号中「第十四条第六項」を「第六項」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「第十八条」を「第三十七条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又は第七項の規定に違

第二十二条を第七十三条とし、第二十二条の三を第七十二条とする。

第二十八条中「各号」の下に「のいずれか」を加え、「あつた」を「あつた」に、「行為」を「違反行為」とし、第三章中同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の制定)」を付する。

第十九条の十三第一項を「第五十九条第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条に改め、同条第一号中「第十七条の五第三項」を

反した認証品質外國取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者第二十四条第五号を次のように改める。

五 第三十八条の規定に違反した者

(日本農林規格の活用を図るための施策)  
第七十一条 国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用が図られるよう、日本農林規格に関する制度の普及に努めなければならない。  
前項に定めるもののほか、国及びセンター

第八条第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」を「ところによりて、「具して」を添えて」に改め、同条第二項中「種類の農林物資について」を削り、「同項の原案」を「日本農林規格の案」に改め、同条を第四条とする。

「第十九条第三項」に改め、同条第二号中「第七条の八第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第三号中「第十七条の十三」を「第二十七条」に、「保存しなかつた」を「保存しなかつた」に改め、同条第四号中「第十七条の十五第二

「第四十一条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第五十七条の規定に違反した者

十 第五十八条の規定に違反した者

は、規格に関する啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第九条の前の見出しを削り、同条中「廃止に」を「廃止について」に改め、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の確認、改正及び廃止)」を付する。  
第十条中「第七条を第三条へ改め、同条を

第二十四条第六号中「第十九条の十一」を「第四十条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

「(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法を加え、同項第二号と同項第三号と、同

第六条とし、第十一條を第七条とする。  
第十二条中「農林物資の」を削り、同条を第八条とする。

十二 第六十四条の規定による処分に違反し  
第二十四条に次の一号を加える。  
第一項の規定による処分に違反した者

項第一号の次に次の一号を加える。  
二 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認め

るとき。

第二十一条第一項に次の二号を加える。

四 事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第二十二条第一項中「あつた」を「あつた」に、「第十九条の二(第十九条の六第三項において準用する場合を含む)、第十九条の十五及び第六十九条の十六」を「第三十九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条」に改め、同条を第六十九条とする。

第二十条の三中「第三項」を「第五項」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八条 農林水産大臣は、事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十条の二第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業者」に改め、同条第二項中「同項に規定する者の工場、ほ場」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは認証輸入業者若しくは認証品質取扱業者、認証小分け業者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者」を「認証機関」に、「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業者」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「前条第六項及び第七項」に「第三項」を「第五項」に、「前条第六項及び第七項」に「第三項」を「第五項」に、「前条第六項及び第七項」に「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項

取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関する関係のある事業者のほ場、工場

に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業員」を「従業者」に改め、

「第三項」を「第五項」に、「行つた」を「行つたに

改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中

「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項

とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同項に規定する者の工場、ほ場」を「第

五十九条第一項の規定により品質に関する表示

のほ場、工場」に、「従業員」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項を同条第六項中「同じ」の下に「若しくは適合の表示」を加え、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業員」を「従業者」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、「従業員」を「従業者」に改め、同条第七項とし、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に、「従業員」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行つた者又はその者とその事業に関する関係のある事業者のほ

場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又

は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に

関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他

の物件を検査させ、又は従業者その他の関係

者は質問させることができる。

第二十条の二第二項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行つた者若しくはその者とその事業に対する表示に

関係のある事業者に対し、その表示に関する必

要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の

提出を求め、又はその職員に、これらの者の

ほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所

若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その

表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させ、若しくは従業者そ

の他の関係者に質問させることができる。

第二十条の二第二項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行つた者若しくはその者とその事業に対する表示に

関係のある事業者に対し、その表示に関する必

要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の

提出を求め、又はその職員に、これらの者の

ほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所

若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その

表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させ、又は従業者若しくは認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは認証輸入業者若しくは認証品質取扱業者、認証小分け業者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者

者その他の関係者に質問させることができ  
る。

第二十条の二を第六十六条とする。

第二十条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業者」に改め、同条第二項中「第三項」を「第五項」に、「前条第六項及び第七項」に「第三項」を「第五項」に、「前条第六項及び第七項」に「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中

「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項

とし、同条第五項中「従つて」を「従つて」に、

「第三項」を「第五項」に、「行つた」を「行つたに

改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中

「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項

とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同項に規定する者の工場、ほ場」を「第

五十九条第一項の規定により品質に関する表示

のほ場、工場」に、「従業員」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項を同条第六項中「同じ」の下に「若しくは適合の表示」を加え、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に改め、「格付若しくは」を「従業者」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、「従業員」を「従業者」に改め、同条第七項とし、同項を同条第七項とし、同项を同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同项第三項中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に、「従業員」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行つた者若しくはその者とその事業に対する表示に

関係のある事業者に対し、その表示に関する必

要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の

提出を求め、又はその職員に、これらの者の

ほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所

若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その

表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させ、若しくは従業者そ

の他の関係者に質問させることができる。

第二十条の二第二項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行つた者若しくはその者とその事業に対する表示に

関係のある事業者に対し、その表示に関する必

要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の

提出を求め、又はその職員に、これらの者の

ほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所

若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その

表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させ、又は従業者若しくは認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは認証輸入業者若しくは認証品質取扱業者、認証小分け業者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者

限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関する関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な事務若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十条の十五第一項中「農林物資の」を削り、同条第十九条の十三第一項「農林物資の」を削り、同条第六十三条とし、第十九条の十四第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)においての名称に、「であつて」を「であつて」に、「日本農林規格(第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)においての名称に、「であつて」を「であつて」に、「日本農林規格において定める名称」を「名称」に、「当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の」を「次に掲げる名前」に、「である」と認める。)に改め、同項に次の各号を加える。

第十九条の十五第一項中「第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格」を「日本農林規格(第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)において定める名称」を「名称」に、「当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の」を「次に掲げる名前」に、「である」と改め、同項に次の各号を加える。

第二十条の二第二項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行つた者若しくはその者とその事業に対する表示に

関係のある事業者に対し、その表示に関する必

要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の

提出を求め、又はその職員に、これらの者の

ほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所

若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その

表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させ、若しくは従業者そ

の他の関係者に質問させることができる。

第二十条の二第二項の次に次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、

第六十八条第一項の表示を行つた者若しくはその者とその事業に対する表示に

関係のある事業者に対し、その表示に関する必

要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の

提出を求め、又はその職員に、これらの者の

ほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所

若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その

表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させ、又は従業者若しくは認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは認証輸入業者若しくは認証品質取扱業者、認証小分け業者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者







「定」を「登録認証機関は、認証」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条の五の見出し中「認定」を「認証」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定」を「認証」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定」を「認証」に改め、同条第三項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定」を「認証」に改め、「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条の四第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、「ついて」の下に「相続」を加え、「あつた」を「あつた」に、「法人又は」を「者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「法人」を「者」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の見出しを「登録認証機関の登録」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「外国」を「国内」に、「により第十四条第一項」を「において第十一条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十一條第一項、第十二条第一項に、第十九条の三又は第十九条の認定」を「第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証」に、「第二十条第一項及び第二十条の二第一項」を「第六十五条第一項及び第六十六条第一項」に、「認定」を「認証」に、「を除く」を「に限る」に、「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「第十七条の二第一項各号」を「第十六条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の二節及び節名を加える。

## 第二節 適合の表示

第十三条 取扱業者は、農林水産省令で定める

ところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関するもの(以下の方法が日本農林規格(第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る)に適合することを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示(以下「適合の表示」という))を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

### 第三節 登録認証機関

第十七条中「法人は」を「者は」に改め、同条第一号中「その法人又はその業務を行う役員が」を削り、「の規定により」を「又はこの法律に基づく処分に違反し」に、「なくなつた」を「なくなつた」に、「もの」を「者」に改め、同条第二号第一項において同じ)に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「法人」を「者」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の見出しを「登録認証機関の登録」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「外國」を「国内」に、「により第十四条第一項」を「において第十一条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十一條第一項、第十二条第一項に、第十九条の三又は第十九条の認定」を「第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証」に、「第二十条第一項及び第二十条の二第一項」を「第六十五条第一項及び第六十六条第一項」に、「認定」を「認証」に、「を除く」を「に限る」に、「手續に従い」を「ところにより」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「第十七条の二第一項各号」を「第十六条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の二節及び節名を加える。

者のに、「製造業者等」を「取扱業者」に、「外国製造業者等(本邦に輸出される農林物資)」に、「外国取扱業者(外国において農林物資)」に、「輸出すること」を「生産、販売その他の取扱い」に、「本邦に輸出される農林物資」に、「外国における農林物資」に、「外国における農林物資」に、「輸出すること」を「業とする者」に、「当該農林物資」を「外国において農林物資」に、「輸出業者を「販売することを業とする者」に、「又は外国小分け業者(本邦に輸出される)」を「若しくは外国小分け業者(外国において)」に、「(以下「被認定事業者」という)を「又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱い等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱業者をいう。以下同じ)に改め、同号イ中「あつては、被認定事業者」を「あつては、被認証事業者」に改め、同号ロ中「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であつた」に改め、同号ハ中「登録申請者の」を「登録申請者(法人にあつては、その)」に、「役員が」を「役員」に、「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であつた」に改め、同号ニ中「登録申請者(法人にあつては、その)」に、「役員が」を「役員」に、「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、「登録」に改め、「住所」の下に記載して「登録認証機関登録台帳に記載して」に改め、同項第二号中「登録認定機関の」を「登録認証機関の氏名又は」に改め、「住所」の下に並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第三号中「登録認定機関が認定」を「登録認証機関が認証」に改め、「種類」の下に「又は農林物資の取扱い等の方法の区分」を加え、同項第四号中「登録認定機関」を「登録認証機関」に「認定」を「認証」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「前項」を「前項各号」に改め、同条を第十六条とする。

たに、「失つた」を「失つた」に改め、同条を第十七条とする。

第四章を第三章とし、同章の次に次の二章を加える。

## 第四章 日本農林規格による試験等

### 第一節 試験等

第二号において「試験業者」という)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ試験等を行ふ者に限る。第四十四条第二項において同じ)による試験等を行い、農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格の基準を内容とするものに限る。以下この章において同じ)による試験等を行い、農林水産省令で定める標準(以下「登録標準」という)を付した証明書を交付することができる。

### 登録

第四十三条 前条の登録(以下この節において「登録」という)を受けようとする者は、

農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘査して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産省令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、センターに、当該申請が次条第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

### 登録の基準

第四十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をした者の試験所(試験等を行う場所をいう。以下同じ)が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農

林水産省令で定める。
2 登録は、次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録を受けた試験業者(以下「登録試験業者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三 登録試験業者の試験所の名称及び所在地
四 登録試験業者が行う試験等の方法の区分
5 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。
(承継)
第四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験業者について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した者は、その登録試験業者の地位を承継する。

受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した者は、その登録試験業者の地位を承継する。
一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。
二 前条の規定による命令に違反したとき。
三 不正の手段により登録を受けたとき。
第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
5 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(承継)
第四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験業者について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した者は、その登録試験業者の地位を承継する。

受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した者は、その登録試験業者の地位を承継する。
一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。
二 前条の規定による命令に違反したとき。
三 不正の手段により登録を受けたとき。
第四十七条 登録試験業者は、その試験所の所在地を変更したときは、農林水産省令で定めることにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(業務の休廃止)
第四十八条 登録試験業者は、試験等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところによつて、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、農林水産省令で定めるところによつて、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(秘密保持義務)
第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏洩したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
4 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
5 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(適合命令)
第四十九条 農林水産大臣は、登録試験業者の試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができること。
2 農林水産大臣は、前項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(試験等)
第五十三条 試験等を業とする者(外国において試験等を行う者に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行ひ、農林水産省令で定める事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができる。

第五十四条 前条の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。
第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外國試験業者(以下「登録外国試験業者」といいう。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。
1 四十条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。
2 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じなかつたとき。
3 不正の手段により登録を受けたとき。
4 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務に關し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。
5 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国試験業者若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質

平成二十九年六月十四日

三〇

問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対しして答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

## 六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定により一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者がその請求に応じなかつたときは、当該登録を請求した場合において、登録外国試験業者に取り消すことができる。

## 3 第一項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

(準用)

第五十六条 第四十三条第二項、第四十四条から第四十九条まで及び第五十条第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「前項」とあり、及び第四十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十四条」と、第四十九条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

## 第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはならない。

一 登録試験業者が、第四十二条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

二 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

三 基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

## 2 を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器

若しくは送り状又は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録標章を付

してはならない。

## 3 何人も、農林物資若しくはその包装、容器

若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

## (登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五十八条 輸入業者は、登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第五十九条 第四十三条第二項、第四十四条から第四十九条まで及び第五十条第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「前項」とあり、及び第四十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十四条」と、第四十九条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

## 第二条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第六十条 第一項第四号中「日本農林規格による

第十一条第一項第四号中「日本農林規格による

農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する

技術上の調査」を「日本農林規格その他の農林水産分野における規格に関する認証又は試験等

(日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法

律第百七十五号)第二条第二項第三号に規定す

る試験等をいう。)その他これらに類する事業を行

う者の技術的能力その他のこれらの事業の適

正な実施に必要な能力に関する評価」に改め、

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはな

らない。

一 登録試験業者が、第四十二条の規定に基

づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

二 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基

づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

第三項まで」を「第六十六条第一項から第五項まで」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(日本農林規格に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律(以下「新法」という。)第三条から第五条まで、第七条第一項及び第九条の規定の例により、新法第二条第二項に規定する日本農林規格(第一条の規定による改正前の農林物資の規格化等に関する法律(以下「旧法」という。)第二条第三項に規定する日本農林規格に該当するものを除く。)を定め、これを公示することができる。

(輸入業者による格付の表示に関する経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもの(ほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続きその他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらに規定によつてした又はすべき処分、手続きその他の行為とみなす。)

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの(ほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。)

(工業標準化法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十

五号)第二条第一号

二 公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)別表第四号

三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第

(登録認定機関等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三又は第十九条の四の認定を受けている者は、新法第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の認証を受けたものとみなす。

(登録認定機関等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第一項(旧法第十九条の十において準用する場合を含む。)の登録を受けている法人は、新法第五号)の一部を次のように改める。

第六条 第一項(新法第三十六条において準用

する場合を含む。)の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧法第十七条の二第一項(旧法第十九条の十において準用する場合を含む。)の登録の有効期間の残存期間とする。

第五条 この法律の施行前に発行された旧法第五条の二第一項の証明書は、新法第十二条第一項の証明書とみなす。

(輸入業者による格付の表示に関する経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもの(ほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続きその他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらに規定によつてした又はすべき処分、手続きその他の行為とみなす。)

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの(ほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。)

(工業標準化法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十

五号)第二条第一号

二 公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)別表第四号

三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第

(登録認定機関等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三又は第十九条の四の認定を受けている者は、新法第五号)の一部を次のように改める。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第一項(旧法第十九条の十において準用する場合を含む。)の登録を受けている法人は、新法第五号)の一部を次のように改める。

第六条 第一項(新法第三十六条において準用

する場合を含む。)の登録を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三又は第十九条の四の認定を受けている者は、新法第五号)の一部を次のように改める。

第八条 第一項(新法第三十六条において準用

する場合を含む。)の登録を受けたものとみなす。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三又は第十九条の四の認定を受けている者は、新法第五号)の一部を次のように改める。

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改める。

別表第一第八十七号を次のように改める。

(一) 日本農林規格等に關する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二条第二項(登録認証機関又は登録外国認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 日本農林規格等に關する法律第四十二条登録試験業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 日本農林規格等に關する法律第五十三条(登録外国試験業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部改正)

第十一條 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の一部を次のように改訂する。

第八条第一項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)の一部を次のように改訂する。

第三条第二項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に、「種類」を「農林物資の種類」に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十三条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改訂する。

第四条第十七号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改訂する。

(農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改訂する法律案)

(參議院送付案中同院修正に係る条文を括り、小字は修正)

第八条第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」を「ところにより」に、「具して」を添えて「に改め、同条第二項中○<sup>○</sup>場合において○<sup>○</sup>の農林物資は、速やかに、その申請について検討を加え」に改め、「同項の原案」を「日本農林規格の案○に改め、同条を第四条とする。

(一) 日本農林規格等に關する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二条第二項(登録認証機関又は登録外国認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 日本農林規格等に關する法律第四十二条登録試験業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 日本農林規格等に關する法律第五十三条(登録外国試験業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

平成二十九年七月五日印刷

平成二十九年七月六日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C